令和2年壮瞥町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

令和2年8月28日

壮瞥町長 田鍋敏也

記

- 1 期 日 令和2年9月10日
- 2 場 所 壮瞥町役場 大会議室
- 3 付議事件(予定)
 - (1)教育委員会委員の任命について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
 - (4) 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保 険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
 - (6) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 - (7) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 - (8) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - (9) 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第10号)について
 - (10) 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - (11) 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - (12) 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
 - (13) 出資法人の経営状況について

〇応招議員(9名)

 1番 菊 地 敏 法 君
 2番 松 本
 勉 君

 3番 佐 藤
 忞 君
 4番 加 藤 正 志 君

 5番 山 本
 勲 君
 6番 真 鍋 盛 男 君

 7番 毛 利
 爾 君
 8番 森 太 郎 君

 9番 長 内 伸 一 君

〇不応招議員(0名)

令和2年壮瞥町議会第3回定例会会議録

〇議事日程(第1号)

令和2年9月10日(木曜日) 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 総務常任委員会所管事務調査報告

日程第 5 経済常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 行政報告

日程第 7 議案第60号ないし議案第71号及び報告第2号について

(提案理由説明・議案内容説明)

日程第 8 一般質問

〇出席議員(9名)

1番 菊 地 敏 法 君 2番 松 本 君 勉 3番 正志 佐藤 忞 君 4番 加 君 藤 5番 山 本 勲 君 6番 真 鍋 盛男 君 7番 毛 利 8番 森 太郎 爾 君 君

9番 長 内 伸 一 君

〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

田鍋 町 長 敏 也 君 副 町 長 黒崎 嘉 方 君 常 教 育 長 谷 年 君 坂 会計管理者

阿 部 正 一 君

税務会計課長

総務課長(兼) 庵 囯 君 企画財政課長 上 名 正 樹 君 住民福祉課長 齊藤 英 俊君 三 松 商工観光課長 靖 志 君 産業振興課長 木 下 薫 君 建設課長 澤井 智 明君 生涯学習課長 河 野 圭 君 選管書記長(兼) 庵 匡 君 農委事務局長 齋 藤 誠 士 君 監委事務局長(兼) 小 林 一 也 君

〇職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開会の宣告

○議長(長内伸一君) ただいまから令和2年壮瞥町議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(長内伸一君) 直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

〇議長(長内伸一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(長内伸一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

1番 菊地敏法君 2番 松本 勉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長(長内伸一君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間といたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの8日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長(長内伸一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳 情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおり であります。

今期定例会の付議事件は、議案 12 件、報告 1 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎総務常任委員会所管事務調査報告

〇議長(長内伸一君) 日程第4、総務常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。

総務常任委員長から調査結果の報告を求めます。

真鍋総務常任委員長。

〇総務常任委員会委員長(真鍋盛男君) 総務常任委員会では、7月21日に所管事務調査 を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、1、新型コロナ感染症対策の現状について(壮瞥小学校)、2、共同墓地の現状及び今後の在り方について、3、指定避難所の現状及び運営マニュアル等について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、生涯学習課担当職員より感染症対策の現状について説明を受けた後、壮瞥小学校の対策状況について現地調査を 実施し、また共同墓地の現状及び今後の在り方について住民福祉課担当職員より、指定避 難所の現状及び運営マニュアル等について総務課担当職員よりそれぞれ説明を受けた後、 質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、 お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、壮瞥小学校における新型コロナ感染症対策について現状を把握しま した。共同墓地や指定避難所の現状についての質疑応答、今後の見通しや在り方等につい て意見交換を行い、理解を深めました。

以上で総務常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長(長内伸一君) ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

- 〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。
 - これにて質疑を終結いたします。
 - これにて総務常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎経済常任委員会所管事務調査報告

〇議長(長内伸一君) 日程第5、経済常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。 経済常任委員長から調査結果の報告を求めます。

菊地経済常任委員長。

〇経済常任委員会委員長(菊地敏法君) 経済常任委員会では、7月22日に所管事務調査 を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果をご報告いたします。

調査事項、①、壮瞥公園の梅の管理状況について、②、東湖畔林道、町道白水川線の現況について、③、オロフレリゾートの現状と事業展開について、④、農産物直売所レジ台移設、修繕工事後の状況について、⑤、熊出没に係る対応について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、経済建設課担当職員より説明を受けながら現地を視察し、質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、

お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、壮瞥公園の梅の管理状況、東湖畔林道、町道白水川線の現況、オロフレリゾートの現状と事業展開について、農産物直売所のレジ台移設、修繕工事後の状況を現地にて確認し、また町内に出没する熊への対応状況の説明を受け、それぞれ現状や課題を把握し、意見交換を行いました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

〇議長(長内伸一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時15分

○議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。 [「なし」と言う人あり]

- 〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。
 - これにて質疑を終結いたします。
 - これにて経済常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

- ○議長(長内伸一君) 日程第6、行政報告を行います。町長。
- 〇町長(田鍋敏也君) 令和2年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、 ご照覧ください。

行政報告を申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。まず、5月から交付事務を進めてきた国の特別定額給付金につきましては、申請期限の8月7日までに既に海外に転出された方や辞退者を除く全世帯に交付が完了いたしましたことをご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、6月以降全国的に再拡大し、北海道においても感染者数が減る気配は見えず、さらには道内各所でクラスターが発生するなど依然として予断を許さない状況が続いております。本町では、現段階では陽性者は確認されておりませんが、町民の日常の生活の変容や心理的な不安、観光業を中心とする経済的被害など影響はますます深刻化していると考えております。そのため、町といたしましても毎週月曜日に幹部職員による対策本部会議を開催し、情報共有と対策の検討を進めているところであります。7月3日にオンラインで開催された胆振総合振興局主催の管内首長会議では、感染者などのきめ細かな提供などを要望するとともに、主要産業である観光の窮状を説明し、国の持続化給付金や雇用調整助成金等の積み増し等を要請

したところであります。また、国の第二次補正予算で措置された地方創生臨時交付金を活用した感染症対策の第二弾として、8月6日に開催された第4回臨時議会におきましてプレミアム商品券の発行による地域経済活性化や子育て支援など幅広い分野の施策で編成した総額約1億8,000万円の補正予算を可決していただいたところであり、国や関係機関との最終調整を経て順次執行しているところであります。これからも町民の皆様の安全で安心な生活を守り、事業者の皆様の経営の持続化等、職員の皆さんの力を結集し、効果的な施策を推進し、長期化するこの難局を今後も町民の皆様と心を一つにしてともに乗り越えていく所存でおりますので、議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、旧久保内中学校の利用事業について8月 11 日に第2回目の地域住民に対する説 明会を開催しましたので、ご報告申し上げます。旧久保内中学校の施設の活用につきまし ては、昨年8月以降協議、調整を加速化し、産業振興や地域の活性化等の観点から町内の 農地所有適格法人にタマネギの選果、貯蔵、加工施設の用地として売却する方針を固め、 昨年11月22日に第1回目の住民説明会を開催するとともに、文部科学省との協議を経て 本年3月開催の第1回定例会で売却について議決をいただいたところであります。第2回 目の説明会には、事業者の代表並びに関係者に出席をいただくとともに、16名の地域住民 の皆様の参加をいただいたところであります。当日の説明会では、町からの経過報告に続 き、事業者の代表から事業計画に関する説明をいただき、その後参加された皆様との質疑 応答を行いました。参加された皆様からは、六次産業化の取組や経済効果を評価する意見 とともに、高校卒業後の雇用や体験学習の仕組みなど教育との連携についての意見等地域 の活性化を期待する意見のほか、騒音や振動、悪臭、汚水処理など環境対策に関する対応 を確認する意見など活発な意見交換が行われました。町といたしましては、本事業が本町 の産業振興はもとより、雇用の創出、人口減対策など地域活性化に寄与するとともに、地 域住民に親しまれる施設となるよう事業の適切かつ計画的な推進を今後とも対応してまい りたいと考えております。

次に、8月26日及び27日の2日間にわたり開催された壮瞥町ICT研修会についてご報告申し上げます。この研修会は、国のスマート農業推進事業の活用により10分の10の補助を受け、本年7月16日に設立した壮瞥町農業ICT活用推進協議会が主催し、情報通信技術やロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業に対する理解を促進するとともに、地域の実情に即した技術の導入を検討する目的で開催されたところであります。当日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に細心の配慮をする中、壮瞥高等学校の全生徒をはじめ、町内外の農業者、関係機関の皆様など約200名の参加をいただいたところであります。参加された皆様は、ドローンによる空中防除をはじめ、ロボットトラクターや直進アシスト機能つき田植機などの最先端の農業機械を身近に体感することで農業の技術力の高さや農業の新たな可能性を感じたことと思います。特に高校生においては、ふだんの実習ではなかなか体験のできない農業機械の技術革新に目を輝かせ、農業に対する見方

を変える機会となったのではないかと思っております。また、農業者や関係者の皆様においては、担い手の減少や高齢化が進行する中で将来の農業経営の姿を考える一助となり、今後の農業経営の体質強化や地域農業の持続的な発展につながることを期待しております。次に、第44回そうべつりんごまつりの開催中止についてご報告申し上げます。そうべつりんごまつりにつきましては、毎年10月上旬に開催され、町内外から例年1万人以上のお客様にご来場していただくなど町の農産物をPRする重要なイベントとなっているところであります。今年度の開催につきましては、8月4日にとうや湖農業協同組合代表理事組合長が実行委員長を務めるそうべつりんごまつり実行委員会において検討したところ、新型コロナウイルス感染症の感染防止と来場するお客様や出店事業者、関係者等の健康及び安全を熟慮した結果、苦渋の判断となりましたが、本祭りの開催を中止することになりましたので、ご報告いたします。本祭りにつきましては、毎年開催を心待ちにされている方

も多数いらっしゃると存じますが、やむを得ない判断となりましたことについて皆様のご

理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域おこし協力隊についてご報告申し上げます。地域おこし協力隊の制度は、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、地域力の維持、強化に資する取組であり、全国、全道において隊員数が増加している状況です。当町におきましては、今年度の当初予算で地域おこし協力隊3名分の予算措置をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により働き方や暮らし方への意識の変化もあり、都市部から優秀な人材の応募があったこと、また任用時期が遅れたことにより現予算で4名分を賄うことができることから、当初の予定より1名多い4名の地域おこし協力隊を任用しました。地域おこし協力隊4名の主な活動内容は、1名は企画財政課で町の魅力アップに向けたホームページやSNSでの情報発信などの活動、2名は産業振興課で農業の技術や知識の習得及びワイン醸造技術の習得などの活動、もう一人は教育委員会で本町におけるアウトドアフィールドとしての可能性の発掘や当町のスポーツ振興全般に関わる活動などでそれぞれ積極的に取り組んでおります。当町としましては、来年度以降も壮瞥町の未来を見据え、地域力向上のために必要な人材を確保していきたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

次に、スポーツによる地域活性化推進事業についてご報告を申し上げます。このことにつきましては、本年5月の全員協議会でご説明いたしましたが、スポーツ庁が平成27年度から推進しているスポーツによる地域の活性化を図るため推進団体の設立や活動を支援する施策であります。町教育委員会では、本町の豊かな自然環境を活用したアウトドアスポーツの普及や新たな産業の創出による活性化などを目的として推進団体を設立するとした申請書を提出し、採択の決定がなされたところであります。9月4日には、スポーツ推進団体や公募の方も含め13名から成る設立準備委員会を発足させたところでありますが、今後講演会や視察、ワークショップ等を開催し、年度内にオール壮瞥による(仮称)そうべつスポーツコミッションを設立する計画であります。有利な財源を活用したこの取組が

多くの方の協力の下で推進され、地域の活性化が図られることを期待するところであり、 議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年第2回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長(長内伸一君) これにて行政報告を終結いたします。

◎議案第60号ないし議案第71号及び報告第2号

〇議長(長内伸一君) 日程第7、議案第60号ないし第71号及び報告第2号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長

〇町長(田鍋敏也君) 令和2年第3回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第60号から議案第71号までの12件、報告第2号の1件、合計13件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。議案第60号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

教育委員会委員の任命についてでありますが、現委員の成澤敏勇氏は平成 24 年 10 月 4 日付で教育委員に就任して以来現在まで 2 期 8 年にわたり教育の振興にご尽力をいただいておりますが、このたび令和 2 年 10 月 3 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

成澤氏には、教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいており、 当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ ます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(長内伸一君) 副町長。
- 〇副町長(黒崎嘉方君) それでは、引き続き議案の説明をさせていただきます。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第9号)について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 3,715 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 4,115 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和2年8月11日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。7ページになります。農林水産業費、農業費、農地費で400万円の追加となります。農地一般事業になりますが、8月7日に町道上立香第2線沿いの牧草地を利用している農業者から7月7日の大雨以来牧草地が湿地状態となり、トラクターの走行ができず、牧草収穫や管理作業に支障を来しているとの通報があり、現地を調査、確認したところ、農業用排水路及び排水流末が土砂で閉塞しているため、雨水等があふれ、排水できない状況になり、牧草地に滞水し、湿地状態となっていることを確認したところであります。現場の状況から、今年度の牧草収穫調製利用は品質の関係から難しいものの、早期に湿地状態を改善し、掃除刈り等の管理作業を行わなければ来年度の牧草地利用も困難になることから、今後の天候状況も踏まえて緊急的に排水路の土砂処理を行ったものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で400万円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第62号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について。

壮瞥町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第4条の規定により議会の 同意を求めるものであります。

被表彰者につきましては、8月24日に開催されました表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとして菊地敏法氏、宮田雪雄氏、山本勲氏、青木稔氏、加藤宣宏氏、横山桂氏、岩倉恒幸氏、岩倉隆氏、杉村和男氏の9名、教育・文化・体育に関するものとして田中文夫氏で、合わせて10名の方々であります。

また、議決事項ではありませんが、永年在住功労者の感謝状につきましては 21 名が該当になりますことを参考までお知らせいたしますとともに、その方々の一覧表を別に添付しておりますので、後ほどご照覧いただきたいと思います。

なお、栄誉賞及び栄誉をたたえてにつきましては、本年度は該当がないことを申し添えます。

議案第63号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、デジタル手続法といいます、が制定されたこ

とに伴い、壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の内容でありますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る利便性の向上や 行政運営の簡素化、効率化等を図るためデジタル手続法が令和元年5月に公布されたとこ ろでありますが、この中で住民にマイナンバーを知らせる通知カードが廃止されたことに 伴い、当該通知カードの再交付をする必要がなくなったため、壮瞥町手数料徴収条例第2 条第26号を削除するものであります。

また、附則で、この条例は、令和2年10月1日から施行することとしております。 なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 64 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、本年4月30日開催の第3回臨時会で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当の支給に関し、壮瞥町国民健康保険条例の臨時特例として制定したところでありますが、このたび国から条例の適用を12月31日まで延長する旨通知がありましたので、附則第2項に規定する失効日9月30日を12月31日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、令和2年10月1日から施行することとしております。 なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第65号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 を別紙のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてでありますが、本件は本町が構成団体となっている当該組合において山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合がそれぞれ各団体の解散に伴い脱退することから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、規約別表第1を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第66号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでありますが、本件は本町が構成団体となっている当該組合において山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給 食組合及び札幌広域圏組合がそれぞれ各団体の解散に伴い組合を脱退することから、地方 自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、規約別表第 1 及び第 2 を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙の とおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてでありますが、本件は本町が構成団体となっている当該組合において山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合がそれぞれ各団体の解散に伴い組合を脱退することから、地方自治法第 286条第1項の規定に基づき、規約別表(2)を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第68号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第10号)について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 4,115 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 3,724 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 7,840 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。29 ページになります。議会費、議会費、議会費で 111万5,000円の減額となります。議会一般になりますが、今年度予定していた議員の道 外先進事例調査について新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して実施時期を検討した 結果、今年度中の実施を見込めないとのことから、当該調査に係る特別旅費を減額するも のであります。

総務費、総務管理費、財産管理費で 21 万円の追加となります。公共施設管理事業になりますが、本年 1 月、何者かが撃った猟銃の銃弾が横綱北の湖記念館の屋根に着弾し、屋根及び天井の一部を損壊する事件が発生し、現在も警察が捜査をしているところであります。屋根等の破損箇所については、事件発生後すぐに応急処置しましたが、その後捜査状況を見極めるため本格的な修繕を実施しておりませんでしたが、このたび警察に確認した上で施工することとしたものであります。なお、本経費への共済金の適用につきましては、修繕工事の完了後の申請、審査となるため、本議案においては一般財源で計上しております。

財政費、町有住宅管理費で 22 万 8,000 円の追加となります。町有住宅維持管理事業になりますが、既定の予算ではボイラー購入費 1 台分を計上しておりましたが、6 月中旬に故障が発生し、更新したため、今後年度内に老朽化したボイラーの故障が発生し、早急な対応ができない場合には入居者の生活に支障を来すおそれがあることから、1 台分の購入費を追加するものであります。

財政調整基金費で1億3,258万6,000円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、令和元年度繰越金の全額を積み立てるものであります。

地域振興基金費で 58 万 8,000 円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、 発電、電力供給事業等を実施しているほくでんエコエナジー株式会社様から本年壮瞥発電 所の運転開始 100 周年を記念して環境整備や子育て支援、教育振興の3分野に総額 100 万 円の指定寄附金をいただき、その活用について検討をしておりましたが、このうち環境整 備分につきましては洞爺湖園地の植樹事業を実施することとしたものの、植樹の実施が翌 年度になるため、一旦地域振興基金に積み立てるものであります。

企画費、企画費で 184 万 8,000 円の追加となります。初めに、行政情報システム運用管理事業で 134 万 8,000 円の追加となりますが、社会保障・税番号制度の利用に係るシステム及び障害者システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金の増額分を計上するものであります。次に、定住促進・まちづくり推進事業になりますが、持家住宅取得奨励金(商工会商品券)で 30 万円、持家住宅取得奨励交付金で 20 万円を追加するものであります。当該事業につきましては、既定の予算では新築及び中古それぞれ 1 件分を予定し、計上しておりましたが、現在 2 件の新築住宅の建設に係る利用申請を受けているため、必要額を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で15万円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険制度の見直しに対応した総合行政システム改修に伴う町負担分の計上となります。

30 ページになります。児童福祉費、児童措置費で 30 万 2,000 円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、ほくでんエコエナジー株式会社様から本年壮瞥発電所の運転開始 100 周年を記念して環境整備や子育て支援、教育振興の 3 分野に総額 100 万円の指定寄附金をいただきましたが、このうち子育て支援分につきましてはそうべつ保育所で使用する折り畳み鉄棒やカラー大玉などの保育所運動器具等の備品を購入するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で 20 万 7,000 円の追加となります。保健センター管理経費になりますが、前年度に地域振興基金に積み立てた住民福祉事業に対する指定寄附金 20 万円を活用し、声や音を聞きやすくする助聴器や災害応急に活用する電子血圧計等を購入するものであります。

温泉管理費で60万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、弁景54年泉源に設置している自動通報装置の故障が点検時に判明したため、冬期間の停電

や揚湯停止等の不測の事態に適時適切に対応できるよう修繕料を計上するものであります。 農林水産業費、農業振興費で 37 万 2,000 円の追加となります。環境保全型農業 直接支援対策事業になりますが、本年度の事業申請に当たって農業者の取組を取りまとめ たところ、対象作物の面積や交付単価に変更が生じたため、必要な予算を計上するもので あります。

林業費、林業振興費で130万円の追加となります。森林環境譲与税関係になりますが、 令和3年度に森林意向調査の実施を予定していますが、森林計画に記載されていない民有 林の林小班が1,340程度に及び、事前に森林所有者の把握、整備が必要であるため、委託 料を計上するものであります。

土木費、下水道費、浄化槽費で19万2,000円の追加となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、本町では農業集落排水事業の認可区域外において合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助しており、当該補助に係る既定の予算では7人槽の浄化槽設置で3基分、単独浄化槽の撤去で3基分を見込んで計上しておりましたが、本年度の補助金交付申請においては5人槽の浄化槽設置で2基、7人槽で2基と見込まれるため、46万2,000円を追加するものであります。なお、単独処理浄化槽撤去費補助金につきましては、申請の見込みがないため、27万円を減額するものであります。

住宅費、住宅管理費で83万4,000円の追加となります。町営住宅維持管理事業になりますが、手数料で15万円の計上となります。町営住宅の屋内排水の配管詰まりなど、生活に直結する緊急対応作業が例年よりも多く発生したことで予算不足が生じており、今後年度内に同様の事案が発生し、早急な対応ができない場合には入居者の生活に支障を来たすおそれがあることから、計上するものであります。また、ボイラー購入費で68万4,000円の計上となります。既定の予算では、ボイラー購入費5基分を計上しておりましたが、8月中旬までに5台の故障が発生し、更新したため、今後年度内に老朽化したボイラーの故障が発生し、早急な対応ができない場合には入居者の生活に支障を来すおそれがあることから、3台分の購入費を計上するものであります。

教育費、中学校費、教育振興費で11万円の追加となります。中学校教育振興事業になりますが、ほくでんエコエナジー株式会社様から本年壮瞥発電所の運転開始100周年を記念して環境整備や子育て支援、教育振興の3分野に総額100万円の指定寄附金をいただきましたが、このうち教育振興分につきましては壮瞥中学校の吹奏楽部で使用するピッコロ1台の購入費を計上するものであります。

31 ページになります。高等学校費、高等学校総務費で11万1,000円の追加となります。 高等学校運営事業になりますが、壮瞥高校では次世代の農業を担う人材育成を図るととも に、地域へのGAPの普及を促進するため、メロンやミニトマトを対象にJGAPの認証 取得に取り組んでおり、認定審査料や農場登録料等の認証取得に係る経費を計上するもの であります。

国際交流費、国際交流費で 1,621 万 6,000 円の減額となります。本年8月に予定をして

おりました中学生フィンランド国派遣(海外研修)事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮して本年度の実施を中止したこと、また本年秋に予定をしておりましたケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入れ事業につきましても新型コロナウイルス感染症の影響によりケミヤルヴィ市側から本年度は派遣を行わない旨の申入れがあったことから、これらの事業に要する経費を減額するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 215 万 4,000 円の追加となります。初めに、社会体育推進事業になりますが、前年度に地域振興基金に積み立てたバドミントンの振興に対する指定寄附金 20 万円を活用し、バドミントンジュニアの活動に使用するシャトル購入費として 20 万円を計上するものであります。次に、スポーツによる地域活性化推進事業になりますが、国の地方スポーツ振興費補助金を活用して壮瞥町の恵まれた自然環境を活用したアウトドアスポーツによる地域活性化を図るものであります。本年度は、町内各種団体等の参画によるそうべつスポーツコミッション(仮称)の設立に向けて設立準備委員会の開催や講演会、アウトドアツーリズムに係る体験イベント等の取組を実施することとしており、設立準備委員会の開催に係る委員報酬 20 万円、アウトドアスポーツやスポーツコミッションの講演会やワークショップ、体験事業の講師謝礼 44 万円、設立準備委員の費用弁償6万5,000円、先進地の視察研修旅費 68 万7,000円、事務事業の推進に必要な消耗品費5万1,000円、体験イベントや講演会等の広告料33万円、スタンドアップパドルボード、ツリーイング等の体験イベントや講演会等の広告料33万円、スタンドアップパドルボード、ツリーイング等の体験イベントの用具借り上げ料11万5,000円を計上するものであります。

32ページになります。諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で339万5,000円の追加となります。国、道支出金返納金になりますが、障害者自立支援給付費や障害者医療費、障害児施設給付費に係る令和元年度事業費の確定に伴い、返納金を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 677 万 4,000 円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、初めに消耗品費では 130 万 2,000 円の計上となります。町内各学校における感染症衛生対策として、子供用マスクや自動ハンドソープ、空気清浄機フィルター、アクリルパーティション、フェースシールド等の購入に必要な経費を計上するものであります。次に、通信運搬費では 1 万 3,000 円の計上になります。臨時休業時等における家庭との連絡用郵便切手の購入に必要な経費を計上するものであります。瞬間湯沸器設置工事では 16 万 3,000 円の計上になります。壮瞥高等学校においては、生徒が適宜利用できる湯沸器が設置されていないため、手洗いの励行等生徒自らが自主的に取り組むことのできる衛生対策の充実を図るため、整備に必要な経費を計上するものであります。網戸設置工事では 14 万 8,000 円の計上になります。壮瞥高等学校の農産加工室における感染防止や健康管理を図るため、換気機能の向上に向けて網戸の設置経費を計上するものであります。介護予防事業資機材購入費で 22 万円の計上となります。国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の活用になりますが、感染リスクの高い高齢者に対し接触を伴うサ

ービスを提供する機会の多い介護事業所に感染症対策経費の一部が支給されるもので、地域包括支援センターも対象となることから、既に整備したマスクや飛沫防止パーティションの購入費の財源に充てるとともに、人と人との距離を適切に確保するための長机を購入するものであります。感染症防止緊急対策事業の最後になりますが、小中高等学校備品購入費で492万8,000円の計上となります。この内訳としましては、小学校では各教室や職員室で使用する空気清浄機26台、体温観察用サーモグラフィーカメラ及び三脚各1台、授業配信用ビデオカメラ1台、また中学校ではサーキュレーター15台、空気清浄機9台、さらに高等学校ではワンタッチテント5張り、パイプテント3張り、加湿空気清浄機3台、長机10台など、それぞれ感染防止や児童生徒間の距離を適切に確保するために必要な備品購入費を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 210 万円の追加となります。再生可能エネルギー安定供給事業になりますが、当該事業につきましては本年8月6日開催の第4回臨時会で弁景 55 年泉源に非常用発電機を設置する工事費を予算措置したところでありますが、設置工事の準備を進める中で流量計の故障が判明し、調査の結果、取替えの必要があるため、工事費を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症教育対策費で 51 万 7,000 円の追加となります。GIGAスクール構想加速化事業になりますが、当該事業につきましては本年第2回定例会で先端技術を活用したICT教育環境の早期の充実を図るため、町内各学校の無線LAN等の整備や児童生徒のタブレット端末機等の整備に係る予算措置をしたところでありますが、GIGAスクールをより機能的で効果的に運用するためにはインターネット環境で十分な機能を発揮できるよう使用する光回線の容量を拡大する必要があることから、その整備に必要な経費を計上するものであります。

○議長(長内伸一君) これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。 休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

- ○議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 副町長。
- ○副町長(黒崎嘉方君) それでは、引き続き説明をさせていただきます。

まず初めに、冒頭訂正をお願いしたいのですけれども、議案第67号の説明の際に議案番号を68号というふうに申し上げてしまいましたので、正式には67号でございますので、おわび申し上げます。

それでは、27 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,229 万 8,000 円の追加となります。今年度の交付決定額は 15 億 5,178 万 3,000 円となります。 国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 103 万 9,000 円の追加となります。社会保障・税番号制度の利用に係るシステム改修に対する国庫補助金の計上であります。 民生費補助金で 15 万 4,000 円の追加となります。地域生活支援事業費補助金になりますが、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に対する国庫補助金の計上であります。

土木費補助金で3,000円の減額となります。循環型社会形成推進交付金で8万7,000円の追加となります。また、単独処理浄化槽撤去費交付金で9万円の減額となりますが、合併処理浄化槽設置整備事業件数の変更に伴う国庫補助金の整理によるものであります。

教育費補助金で545万3,000円の追加となります。学校保健特別対策事業費補助金で350万円の追加となります。学校再開に伴う感染症対策や学習保障等に係る支援事業に対する国庫補助金の計上であります。また、地方スポーツ振興費補助金で195万3,000円の追加となります。スポーツによる地域活性化推進事業に対する国庫補助金の計上であります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で 34 万 8,000 円の追加となります。国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であります。

農林水産業費補助金で 27 万 9,000 円の追加となります。環境保全型農業直接支援対策 事業に対する北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金の計上であります。

教育費補助金で 11 万円の追加となります。壮瞥高等学校のJGAP認証取得に対する 農業生産工程管理推進事業補助金の計上であります。

28 ページになります。寄附金、寄附金、一般寄附金で 100 万円の追加となります。ほくでんエコエナジー株式会社様から本年壮瞥発電所の運転開始 100 周年を記念して環境整備や子育て支援、教育振興の3分野に総額 100 万円の指定寄附をいただいたものであります。繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 1,301 万 6,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣(海外研修)事業、ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入れ事業の中止によるものであります。

地域振興基金繰入金で 40 万円の追加となります。前年度に住民福祉事業及びバドミントンの振興に活用する使途で地域振興基金に積み立てていた指定寄附金を繰り入れるものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で 82 万 4,000 円の追加となります。森林環境譲与税関係で 実施する森林意向調査準備委託料に充当するものであります。

ふるさと応援基金繰入金で 320 万円の減額となります。ふるさと納税の寄附者からケミヤルヴィ市との交流に関わる事業に活用するよう使途の指定があり、中学生フィンランド国派遣(海外研修)事業、ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入れ事業に財源充当していましたが、本年度の事業中止に伴い減額するものであります。なお、この予算につきましては、来年度の当該事業に充当したいと考えております。

繰越金、繰越金、繰越金で 1 億 1,758 万 6,000 円の追加となります。令和元年度の繰越金となります。

町債、町債、臨時財政対策債で397万5,000円の追加となります。令和2年度の発行可能額が5,597万5,000円に決定されたことによる整理となります。

33 ページから 35 ページの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思

います。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

24 ページを御覧ください。第2表、地方債補正では、変更で臨時財政対策債、限度額5,200 万円を限度額5,597万5,000円とするものであります。

議案第69号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億6,480万円に歳入歳出それぞれ1,025万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,505万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。41 ページになります。国民健康保険事業費納付金、 医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で 48 万 1,000 円の減額となります。また、退職 被保険者等医療給付費分で 1,000 円の減額となります。いずれも令和元年度事業費の確定 に伴う整理となります。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分で 24 万 6,000 円の減額となります。令和元年度事業費の確定に伴う整理となります。

介護納付金分、介護納付金分で 20 万 9,000 円の減額となります。令和元年度事業費の確 定に伴う整理となります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 1,118 万 8,000 円の追加となります。令和元年 度事業費の確定に伴う繰越金を国民健康保険事業基金に積み立てるものであります。

40 ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 51 万 8,000 円の減額となります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税について、減免の特例措置の実施に伴う減少分の計上であります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 20 万 7,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税について、減免の特例措置の実施に伴う減少分に対する道負担分の計上であります。

繰越金、繰越金、繰越金で 1,025 万 1,000 円の追加となります。令和元年度事業費の確 定に伴う繰越金の計上となります。

国庫支出金、国庫補助金、災害等臨時特例補助金で31万1,000円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税について、減免の特例措置の実施に伴う減少分に対する国庫負担分の計上であります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第70号 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億7,990万円に歳入歳出それぞれ1,519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,509万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。47ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で30万円の追加となります。西いぶり広域連合負担金になりますが、介護保険制度の見直しに対応した総合行政システム改修に伴う負担金であります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 531 万 4,000 円の追加となります。介護保険事業基金積立金になりますが、令和元年度事業費の確定に伴う繰越金 1,489 万 5,000 円から 償還金 958 万 1,000 円を差し引いた残額を積み立てるものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 958 万 1,000 円の追加となります。令和元年度の社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫、道費負担金等返還金になりますが、令和元年度事業費の確定に伴い、返還に要する経費を計上するものであります。

46 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金で 15 万円の追加となります。介護保険事業費補助金になりますが、介護保険制度の見直しに対応した総合行政システム改修に対する国庫補助金の計上であります。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で 15 万円の追加となります。事務費繰入金になりますが、介護保険制度の見直しに対応した総合行政システム改修に係る繰入金の計上であります。

繰越金、繰越金、繰越金で 1,489 万 5,000 円の追加となります。令和元年度事業費の確 定に伴う繰越金を計上するものであります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第71号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 1 項に基づき、会計管理者から提出を受け、同法第 233 条第 2 項に基づき、8月 12 日から8月 18 日までのうち4日間、本町監査委員の審査を受けております。8月 28 日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

令和元年度各会計歳入歳出決算書及び令和元年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要に基づき、各会計ごとに申し上げます。説明は、別にお配りしている令和元年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要で説明させていただきます。

4ページ下段のⅢ、収支を御覧ください。決算額の状況について、一般会計では歳入決

算額 41 億 8, 167 万円、歳出決算額 40 億 4, 496 万円、差引き 1 億 3, 671 万円が次年度へ繰越しとなります。また、翌年度への繰越事業に必要な財源 412 万円を控除した実質収支額は 1 億 3, 259 万円となります。

6ページを御覧ください。基金現在高の状況であります。前年より 7,503 万円減の 16 億9,350 万円となります。減少の主な要因は、財政調整基金から 4,136 万円の繰入れによるものとなります。地方債現在高の状況は、前年度より 1,614 万円増の 36 億 1,021 万円となります。増加の要因は、防災行政無線デジタル化事業の実施に伴う緊急防災・減災事業債の発行額の増加によるものであります。財政指標の状況では、財政力指数が 0.195、経常収支比率が 92.2%、実質公債費比率が 12.9%、将来負担比率が 5.2%となります。

10 ページになります。国民健康保険特別会計では、歳入決算額3億6,263万円、歳出決算額3億5,237万7,000円、差引き1,025万3,000円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況では2,325万3,000円となります。

11 ページになります。後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4,844 万 3,000 円、歳 出決算額 4,776 万 9,000 円、差引き 67 万 4,000 円が次年度へ繰越しとなります。

12 ページになります。介護保険特別会計では、歳入決算額 4 億 134 万 7,000 円、歳出決算額 3 億 8,645 万円、差引き 1,489 万 7,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況では 3,000 円となります。

13 ページになります。簡易水道事業特別会計では、歳入決算額 2 億 4,972 万 2,000 円、歳出決算額 2 億 4,948 万円、差引き 24 万 2,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況では、前年度より 5,272 万 6,000 円増の 6 億 647 万 9,000 円となります。

14 ページになります。集落排水事業特別会計では、歳入決算額 1 億 6,840 万 1,000 円、歳出決算額 1 億 6,816 万 2,000 円、差引き 23 万 9,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況では、前年度より 3,579 万円減の 6 億 366 万 4,000 円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出をいただいております壮瞥町各会計歳入歳出決 算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに別添配付しております令和元年度決算に 係る主要事業一覧(主要施策の成果概要)については、後ほどご照覧ください。

報告第2号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号に規定されている町が出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。それぞれの法人の事業年度が終了いたしましたので、関係書類を提出し、報告するものであります。

初めに、有限会社オロフレリゾートについてであります。当該会社は、平成 13 年 9 月 12 日に会社が設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてスキー場と弁景地域間

交流拠点施設の管理運営を行っております。令和元年度は、夏季において施設及びキャンプ場で 442 人、前年比 78%の利用がありました。このほか、夏場の利用拡大として地域の農業者のご協力の下、大阪、神奈川などの修学旅行の農家民泊事業に取り組み、5 校 128名の中高生を受け入れております。冬季のスキー場運営は、記録的な暖冬の影響で降雪が極端に少なかったことや新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため北海道知事の緊急事態宣言を踏まえ、休業措置を行ったことから、実質的な営業日数は 1 月 8 日から 2 月 28日までの 52日間で、リフト輸送人員は 2 万 1,466人、対前年比 34%、リフト収入は 315万円で、対前年比 45%となっております。また、当期は、決算時点で 147万円の損失となっておりますが、国の雇用調整助成金や持続化給付金、さらには道の経営持続化臨時特別支援金といった新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る支援策を効果的に活用していることを申し添えます。なお、令和 2 年度の事業計画と予算につきましては、後ほどご照覧ください。

次に、有限会社壮瞥町リサイクルシステムであります。当該会社は、堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年 2 月 8 日に設立されております。今期の事業概要についてでありますが、初めに堆肥の製造に係る堆肥原料、副資材受入れについては町が定める計画量3,250 トンに対して1,822 トン、計画比 56%となっています。次に、堆肥の生産についてでありますが、計画量4,500 立米に対して1,960 立方メートルで、計画比 44%となっています。また、販売量についてでありますが、計画量2,500 立方メートルに対して1,262 立方メートル、計画比 51%で、販売は全量そうべつの恵でありまして、その販売金額は町の歳入予算740万円に対して実績で719万円、計画比97%となっております。委託料の収支についてでありますが、契約額2,234万5,000円に対して決算額1,934万5,000円、執行率は87%となっており、当期利益は6万8,000円となっております。なお、令2年度の事業計画と予算につきましては、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいます ようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎一般質問

- ○議長(長内伸一君) 日程第8、一般質問を行います。
 - 一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 第3回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

健全財政運営のための債権管理の在り方について質問いたします。壮瞥町の公債権、私 債権には町税や保険料等があり、これらは町にとって貴重な財源であります。これを徴収 し、適正に管理することは、町民負担の公平性の確保、円滑な財政運営に必要不可欠であ ります。しかしながら、これらの中には年々未済額が増加しているものもあり、これが今後の健全財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念され、また今後も解消の見込みがなく、年々増加していくことは憂慮すべき事態であります。一日も早い解決に向けて努力することが必要との考えから、以下質問いたします。

1点目、公債権として強制徴収公債権と非強制徴収公債権がありますが、壮瞥町が抱えている公債権はそれぞれどれに該当するか。

2点目、公債権のそれぞれの現状と年々収入未済額が増加しているものについて、その 要因は何か。

3点目、私債権に該当するものの現状と年々収入未済額が増加しているものについて、 その要因は何か。

4点目、公債権、私債権の滞納繰越分の解消に向けて努力されていますが、それぞれの 解決に向けての取組内容と課題は何か。

5点目、4点目の課題解決に向けて今後どのような債権管理を考えているか。

以上、1点目から5点目までの答弁をいただいた後、質疑を通して理解を深めてまいり たいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、町長。
- 〇町長(田鍋敏也君) 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の壮瞥町が抱えている公債権についてですが、法律に強制徴収が規定されている 公債権については町税及び国民健康保険税のほか、保育料、介護保険料などがこれに該当 いたします。また、非強制徴収公債権は、強制徴収公債権以外の公債権で、一般的には使 用料や手数料などがこれに当たり、牧場使用料が該当しております。

次に、2点目の公債権の現状についてですが、令和2年度の滞納繰越分の調定額としては町税で1,649万1,000円、国民健康保険税で878万1,000円、介護保険料で171万7,000円などを計上しております。これらのうち、介護保険料等で増加傾向となっていますが、その要因については被保険者が高齢で安定的な仕事がないことや疾病などによる恒常的な医療費負担があることなどが挙げられます。

3点目の私債権に該当するものとしては、住宅や簡易水道、集落排水施設等の使用料があります。その現状としては、令和2年度の滞納繰越分の調定額で住宅料で809万1,000円、簡易水道で265万円、集落排水施設等で240万3,000円となっており、いずれも増加傾向にあります。また、増加要因についてですが、滞納者それぞれの事情に違いはあるものの、就労環境や子育て環境、家族構成等の変化などにより支払いが困難になっていることが挙げられています。

4点目の滞納繰越分の解消に向けての取組内容と課題についてですが、公債権について は基本的に住民負担の公平性を図るため滞納者に対して法令の定めに従って納税、納付の 促進を図っております。私債権については、公債権のような強制力はありませんが、滞納 者に対する事務処理手順書を作成し、個別に納付指導や助言等を行うなど、滞納分を含む 使用料の収納に努めているところであります。なお、滞納の解消に向けた課題についてですが、公債権、私債権ともに滞納者の多くは安定的な収入に恵まれず、また生活上の様々な支障を抱えているなど、生活の中で納税、納付の優先度が低くなりがちなことから、こうした方の納税の義務や負担の公平性に対する理解の醸成が大きな課題であります。

5点目の今後の債権管理についてですが、町としてはこれまでも納税や納付が滞らないよう計画的な納付や分納の指導、助言をしてきたところであります。今後は、法令の規定に従った事務手続や滞納者の事情に寄り添った指導、助言を適時適切に行うとともに、近隣自治体の取組等を参考に債権管理に関する取扱いを定めた債権管理制度の構築を検討してまいる考えであります。

いずれにしましても、町税をはじめ、保険料等の歳入の確保に向けた業務改善に今後も取り組み、健全な財政運営を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 通告していました質問項目について答弁をいただきましたが、この機会に壮瞥町の債権の現状等さらに理解を深めていきたいなと、そんな考えで質疑を続けますので、よろしくお願いいたします。

1点目の公債権で強制徴収公債権、非強制徴収公債権、これは答弁の中にもありました ように法律に強制徴収が規定されているものの公債権が強制徴収公債権です。それは、地 方自治法の第240条に次のように書かれております。「普通地方公共団体の長は、債権につ いて、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要 な措置をとらなければならない」、また231条では「分担金、使用料、加入金、手数料、過 料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方 公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」、これが先ほど答弁にあ った法律上の義務だと私は理解しております。そこで、壮瞥町もこの今申し上げたことを 根拠にして債権の徴収に努力されておりますし、また毎年9月に開かれる第3回定例会で は前年度の会計の決算認定があり、各会計の決算内容が公表されております。私は、平成 23 年、すなわち 2011 年から毎年決算内容を見る機会を得ております。歳入で予定してい る税や私債権の未済額がこのまま続くと、町民負担の公平性の確保と円滑な財政運営を継 続するために、ここでいま一度考える必要があるのでないかなと、このようなことを考え ながら今回一般質問で取り上げさせていただいております。この公債権としての税等の未 済額、また私債権としての使用料の未済は、壮瞥町だけの問題ではないのです。全国の自 治体が抱えている大きな課題であります。そこで、公債権に係る強制徴収公債権だとか非 強制徴収公債権が増加する中で、いつこのような事態が発生しても債権管理がきちっとで きるような方策をやはり構築しておかなければならないなと、そんなことが考えられます。 これは、私の意見ですけれども、そのようなことを考えて1点目については再質問はいた しません。

そこで、2点目に移ります。2点目の公債権のそれぞれの現状、未済額について答弁をいただきました。町税だとか国民健康保険税、介護保険料の滞納について先ほどの答弁の中にいろんな数字が挙がっておりました。けれども、これが年々増加しているということに私はやはり考えなければならないことがあるのでないかなと。それで、古いものをひっくり返すという気はありませんけれども、過去の決算書を見ますと平成 22 年度の町税滞納繰越しが 272 万 6,000 円、これは不納欠損処理しても繰越しが 2,668 万 3,000 円あったのです。そして、23 年度も同じく不納欠損の処理をしても 2,970 万 3,000 円の繰越しがあった、未納があったということです。それと比べると、先ほど答弁にもありましたけれども、この未済額がずっと減っています。というのは、平成 26 年では 2,851 万、その後毎年減少しております。未済額が減っていって 29 年度では 1,992 万 4,000 円、そして先ほどの答弁にもありましたが、今年度といいますか、1,649 万円とどんどん、どんどん減っている、この滞納額が減少しているということは担当職員の皆さんが滞納解消に向けて努力されている証拠でないかと思います。そこで、この滞納解消に向けて壮瞥町が現在取り組んでいる現状、これについて説明をいただければと思います。1点目は、この点についてよろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、会計管理者・税務会計課長。
- 〇会計管理者・税務会計課長(阿部正一君) 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。 町税では、滞納者に対しまして法律の定めに従い差押えなど、先ほど議員おっしゃった 強制徴収というものなのですけれども、差押えなどの滞納処分を行い、賦課徴収に対する 公平性の確保を図っております。また、納税者の方に対しましては、平成 24 年度から延滞 金を課すなど、さらに公平性について理解していただく取組を進めておるところでございます。今後とも町税の滞納に対する取組を継続的に実施していく中で、より一層納税の義務と負担の公平性について理解の促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 町が取り組んでいることは分かりました。そのように公平性といいますか、そういうことをやはり念頭に置いて取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、この中に国民保険税というのもあります、強制の中に。それを見ますと、国民保険税の未済額、平成23年度では1,919万ほどありました。それが一時26年度には2,500万ぐらいまで上がったのですけれども、その後29年は1,083万6,000円とぐっと下がっております。そして、先ほどの答弁にありましたように、現在878万と減少している、やはりこれも担当職員の皆さんのご努力でないかと思いますけれども、このような減少の要因として保険税の納期がたしか31年度から10期になりました。この10期納付にしたことが大きく作用してこのような数字が現れたとして私は理解しているのですけれども、そのような理解でいいかどうか、またこの納期を10期にしたことによって納付者の皆さんから担当だとか、また役場のほうによかっただとか、そういう声があればお聞かせ願いた

いと思います。

- ○議長(長内伸一君) 答弁、会計管理者·税務会計課長。
- 〇会計管理者・税務会計課長(阿部正一君) ご答弁申し上げます。

国民健康保険税の未済額につきましては、先ほども説明したとおり滞納処分の継続した 取組により年々減少しているところでございます。また、現年度分におきましては、納期 を議員おっしゃるとおり 10 期に増やしたことにより、住民の方からは納めやすくなった という意見が多数寄せられておりまして、結果的に未済額の減少にも寄与しているという ふうに考えてございます。

以上です。

〇議長(長内伸一君) ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

- 〇議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 引き続きお尋ねしたいと思います。

私債権は、契約等の当事者間の合意に基づいて発生する債権で、壮瞥町としては住宅使 用料だとか簡易水道または集落排水の施設の使用料がこれに該当するという答弁がありま した。そこで、私はその中でも住宅使用料について1本に絞ってお尋ねしたいので、以下 続けたいと思います。

住宅使用料の未納額は、現年度、すなわち例えば今年であれば今年の4月から来年の3月まで、これを現年度というのですけれども、そういう現年度の未済額、これが結構あるし、一方繰越しもあるのです。これは、やはり心して取り組まなければならない大きな課題でないかなと、そんな気がしてなりません。そこで、また古い資料で申し訳ありませんけれども、平成24年の現年度分の未払いは100万円以下でした。それが25年度は100万円台になり、28年度では200万円近くになっておりました。そして、先ほどの答弁の中でありましたけれども、現在308万6,000円の未済額があるということでした。また、滞納繰越金も平成22年から28年までは大体230万から260万円が毎年繰り越されておりました。しかし、29年度からは300万円台になって、そして先ほどの答弁にもありましたけれども、今年度500万円になったというのです。そのように年々増えていることに、やはり私たちは考えなければならないのでないだろうか。ですから、これ2つ合わせますと809万1,000円くらいの未納が住宅料に生じていることになるのです。そうすると、全体で9,011万くらいの歳入を見込んでいたのに、809万であれば約9%ぐらいの未済額が生じている、そしてこれが繰り越されていくと私は令和2年度の決算になると1,000万円を超えるくらいの金額になっていくのでないかなと、そんな気がしてなりません。ですから、

平成 22 年度では 297 万 9,000 円の未済額、住宅料の未納があったのが 809 万 1,000 円となると、10 年間で 2.7 倍に膨れ上がっているのです。ですから、来年度になれば 3 倍を超すのでないかということが予想されます。ですから、やはりこの住宅料についてはもう少し考えることが必要でないかなと。そこで、現在 500 万 4,000 円の累積された未納額がありますけれども、22 年の決算書を見ると既に 22 年度の未済額が 247 万程度あったのです。ですから、それ以前からのものが積み重なっているということに解釈されます。ですから、現在 500 万 4,000 円の累積滞納額は、何年度からの累積がこのようになったのか、最初に伺いたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、建設課長。
- 〇建設課長(澤井智明君) それでは、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

未済額の累積が始まった年度についてですけれども、平成4年度からの累積された金額 でございます。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 分かりました。今平成でいうと 32年ですので、平成4年というと 28年くらい前からの累積額が 500万4,000円になっているということであれば、やはりこの間担当課のほうで町として督促状だとかいろんな手だてをしていると思うのです。 けれども、その中には、全員のほうに届いているのか、それが、または住所不定で町外に転出して住所が分からなくて戻ってくるのはあるのかどうか、現実はどうなのでしょう。そのことについてもしも分かればお聞きしたいと思います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、建設課長。
- 〇建設課長(澤井智明君) ご答弁申し上げます。

住宅使用料の不納欠損として処分が必要なものの現状といいますか、その債権の現状についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり居どころが不明で督促、催告状等戻ってくるものもございますけれども、現状の滞納、未納の中にはやはり不納欠損をするような条件に当たるような事案と、その中には債務者の死亡、相続人の不在及び所在不明、それで督促等が不能ですよというような内容に当たるようなもので回収の見込みがない債権放棄に相当するような債権というのも過去のものにはございますので、そういうものがあるというものは認識はしております。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 分かりました。そこで、そういう債権回収不能だというものがはっきりしているのであれば、私はやはり町全体の課題として不納欠損の扱いをできるものであればしていくことが必要でないかなと。これは、答弁求めませんけれども、私はそんな考え持っております。そこで、そういう不明な方もあるということ、それを私は今知ったのですけれども、そういう面でやはり不納欠損処理もできるものはやって、できるだけ

繰越しが少なくなるような方策を考えていくことも必要でないかなという思いでおります。 そこで、4点目の繰越し処分、これの解消に向けて努力されているということは分かり ました。そこで、職員の皆さんは、答弁書の中にこのような言葉がありました。私債権に ついては、納入者に対する事務処理手順書を作成して個別に納付指導や助言をしています よということがありましたけれども、この事務処理手順書によってどのような指導や助言 をして、そしてその指導、助言がどのような効果があったか、これについて簡単でよろし いですけれども、説明願いたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、建設課長。
- ○建設課長(澤井智明君) ご答弁申し上げます。

滞納者への納付の指導とその効果についてなのですけれども、事務処理手順書というの を作成して今行っておりますが、滞納者への督促でしたり催告、それに応じない場合の事 務処理を規定しているものでございまして、そのような督促ですとか催告に応じない方に は個別に納付指導として電話でしたり訪問したりとか役場のほうに来ていただいて、その ときに納付についてご相談、ご指導しているような今現状でございます。これに基づきま して直接会って面談等によって生活の状況とかの話を聞きながら、その滞納者の生活にも 配慮しながら、滞納している分、少しずつでも分割して納付していただけないかというよ うな形で促しながら滞納処理をしているところでございます。その効果としましては、一 応この手順書というのは 30 年度から取り組んでいるものでございまして、それ以前は滞 納していたものの平均の収納率が大体 15%ぐらいだったのですけれども、30 年度につき ましては 31%程度滞納しているものを収納しているというようなことで向上してきてい るのかなというふうには考えております。令和元年度なのですけれども、年度末ご承知の とおりコロナ禍の中だったので、電話連絡ですとか、その辺はちょっと控えさせていただ きましたけれども、それ以後も滞納分については納めていただいているというような形で 収納率も 30 年度並みになっているのかなというところで、そのような効果は出ていると いうふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 分かりました。ご苦労が多いと思いますけれども、やはり公平性といいますか、そういう面を十分配慮しながらよろしくお願いしたいなと思います。答弁の中にありましたけれども、滞納者といいますか、寄り添ったという言葉がありました。 やはりそういうことも配慮しながら努力していただきたいなと、そんな気がしてなりません。

そこで、課題解決に向けて今後どのような債権管理をということで、これ答弁いただきました。やはり債権の未納額が年々増加している中で、一日も早く未済解消に努めることが私は大切でないかなと常日頃考えているのです。その解決には、言葉では言えないいろんな大きな課題があります。私もこの質問に先立ちいろいろ調べてみたのですけれども、

あります。それで、北海道内ではどんな対策を取って各町はやっているかということも一 つの参考になるのでないかなということで、実は町のホームページ全部開いて見ました。 そうすると、債権管理について町として取り組んでいるところ、どの町もやっているので すけれども、ホームページで見る限り条例だとか規則を制定しているところ、また管理規 程といいますか、先ほどの答弁にあった手順書ですか、そのようなマニュアルというので すか、そういうものを作成しているところも道内で見られました。そこで、胆振管内見ま すと、債権管理条例というのを制定しているのは、町でいうと豊浦だとかむかわ町でやっ ているそうです。また、市でも室蘭だとか登別だとか苫小牧、そういうところも取り組ん でいるようです。本当は近くの町へ行って制定した後の効果なども聞いてみたいなと思っ たのですけれども、時間的な余裕がなくてそういうことはできなくて、ただ一方的に私の 考えを皆さんに押しつけて答弁を求めて本当に申し訳ありませんけれども、やはり債権管 理については真剣になって考えていく必要があるのでないかなと。条例を制定しているの は、28 町ぐらいありました。それから、債権の放棄に関する条例、これは上川管内に多か ったのですけれども、2つの町が債権の放棄に関する条例を定めているだとか、また市町 村合併で幾つもの町が合併したところ、これは日高管内ですけれども、そこでは債権管理 マニュアルなんていうものも作成して、私も読ませていただきましたけれども、結構参考 になるなと、そんな気がしてなりません。

そこで、最初の答弁の中に今後は法令の規定に従った事務手続や滞納者の事情に寄り添った指導、助言を適宜適切に行うとともに、近隣自治体の取組等を参考に債権管理に関する取扱いを定めた債権管理制度の構築を検討してまいる考えでありますという答弁が最初にありました。ぜひやはり債権管理、これは最初の質問の中でちょっと言ったのですけれども、自治体の長にお願いされていることです、法的にも。そういう面で、やはり債権管理というものをきちっとしていかなければならないのでないかなということが考えられます。そこで、いつ頃を目途に先ほどの答弁に取り組んでいく考えか、これはできれば町長にお聞きしたいと思いますけれども。

〇議長(長内伸一君) 答弁、副町長。

〇副町長(黒崎嘉方君) すみません。私から答弁させていただきます。佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

債権管理制度についてでありますが、債権者である町が債権の保全、回収及び消滅等に関する事務を効率的に進めていく上で債権管理制度の創設というのは有用な取組と私どもも認識してございます。このため、近隣の多くの自治体で条例や要綱を制定している状況も踏まえながら、本町においてもその制度設計について研究、検討を始めているところでございます。この制度設計に当たりましては、公正で合理的、能率的な債権の保全管理に資するよう関係法令をはじめ事務手続や要件等の内容を精査するなどしまして、本年度内を目途に制度化してまいりたいなと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- 〇3番(佐藤 忞君) 分かりました。やはり善は急げという言葉は当てはまらないかも しれませんけれども、よりよい方向に持っていくためにぜひ今の言葉のとおり取り組んで いただきたいということを重ねて要望して、質問終わります。ありがとうございました。
- ○議長(長内伸一君) 続いて、8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 私のほうからは、新型コロナ禍における社会活動や経済対策等への対応についてお伺いいたします。

質問要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症は世界中で終息がまだまだ見通せない中、国内でも感染が続いており、道内においても予断を許さない状況の中で町理事者をはじめ職員の皆様が現場で通常の行政事務執行に加え、感染防止対策や感染症蔓延で悪化の経済対策に取り組まれていることに対し心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。しかし、感染症対策は、姿が見えないウイルスとの闘いであり、対応も長期になってくると思われますが、コロナ禍における社会活動と経済対策等についての考え方を伺います。

- 1点目、長期的な行動自粛による社会活動への影響と今後の対応は。
- 2点目、コロナ禍における身近な社会活動の在り方を示す指針についての考え方は。
- 3点目、コロナ禍の長期化による町内の各業界経済への影響と今後の対応は。
- 4点目、まちづくり総合計画への影響は。
- 5点目、行財政運営への影響と今後の見通しは。
- 以上について伺います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、町長。
- 〇町長(田鍋敏也君) 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の社会活動への影響と今後の対応についてですが、本年2月28日、北海道知事による緊急事態宣言が発出されて以降、不要不急の外出や特定地域への往来の自粛要請、学校の休校措置、民間事業者への休業や営業縮小要請、公共施設やイベントの休止、集会等の制限など様々な行動自粛が長期にわたり求められたことで町民の社会活動に非常に大きな影響が生じていると認識しております。特に4月16日、国の緊急事態宣言対象地域が拡大されて以降は、本町においても町民の社会活動の拠点である公共施設を一部休止するなどの対応をしてきたところであります。今後の対応につきましては、社会活動を行う町民の皆様には3密を避け、北海道が定める新しい生活様式の実践をお願いし、また社会活動の場を提供する側には北海道や各業界団体が定めるガイドラインの遵守を求めるといった双方が感染防止対策を徹底することが重要と考えており、継続して情報の提供と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の身近な社会活動の在り方を示す指針についてですが、本町ではこれまで も各分野の専門家の知見を踏まえて定められた国や北海道の指針、行動基準を本町の社会 活動の指針として準用し、同時に行政運営上の判断基準として活用してきたところであり ます。そのため、現段階では本町独自での指針を制定することは考えておりませんが、本 町固有の事情でその必要性が生じてきた場合には北海道や専門機関等の指導助言も仰ぎな がら、その時々の感染状況に応じて柔軟かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町内の経済への影響と今後の対応についてですが、観光については本年 1月から7月までの町全体の入り込みは38万人で対前年66%の減、宿泊は7万9,000人で43%の減となっており、特に昭和新山地区の入り込みは84%減と極めて厳しい状況となっております。また、国の地方創生臨時交付金を活用し、本年5月から町独自の商工業振興緊急対策事業を実施しましたが、多くの事業所で売上げに影響があったと報告を受けているところであります。農業については、団体客の減や外国人研修生の確保ができないなどの影響が出ているほか、本年1月から7月までの道の駅の入り込みも15万人で対前年14%の減となっております。このように広い産業分野で影響が出ており、地域によっては極めて厳しい影響があり、今後も相当期間継続するものと認識しております。こうした状況を踏まえ、町では今後商工業振興緊急対策事業第二弾やプレミアム商品券の発行、ビジット昭和新山キャンペーン等の経済対策や観光事業者等を対象とした上下水道料の減免措置の延長などの対策を実施することとしております。これらの事業の効果や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、国、道の施策の活用や地域経済活性化に資する効果的な施策を継続して展開する考えでおりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4点目のまちづくり総合計画への影響についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症はこれまで経験したことのない本町にとって極めて異例な事態であり、観光産業を中心に総合計画の基本構想に掲げている数値目標や基本計画に位置づけている施策の推進についても影響があるものと認識しております。現時点でどの程度の影響があるかの想定は難しいところですが、今後の状況を見極め、必要な見直しを行っていく考えであり、将来像に掲げた「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」の実現に向け、今後も継続して全ての町民に笑顔があふれ、人と地域が輝く元気なまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

次に、5点目の行財政運営への影響と今後の見通しについてですが、先ほども申し上げましたとおり今回の事態はこれまで経験したことのない危機であり、本町においては観光業や飲食業を中心に影響の長期化が懸念されています。町財政においても自主財源である町税収入の減少や、国の財政状況によっては地方財政全体へ影響を与えることも考えられることから、町財政は今まで以上に厳しい運営を余儀なくされることが懸念されます。新型コロナウイルス感染症の終息時期は見通せない状況ですが、この重大な難局を乗り越えるため、国の臨時交付金や国、道の制度を最大限に活用するなど必要とされる生活支援、経済対策を推進するとともに、壮瞥町の将来を見据え、健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。

○8番(森 太郎君) それでは、質問事項に沿って再質問を進めていきたいと思います。

まず、1点目のコロナ禍が社会活動に与えた影響でございますけれども、様々な行動自粛が長期にわたって求められたことで町民の社会活動に大きな影響が生じていると思います。それで、まず1点目でございますけれども、感染防止対策として活動の場を提供する側は道や各業界団体が定めるガイドラインを遵守し、双方での感染防止対策の徹底が重要だということでございますけれども、当然3密を避けて万全の感染防止対策を徹底するということは重要であると思いますけれども、これまでの経過と現状を見れば、2月末から3月中旬に道独自の緊急事態宣言が出され、それと4月から5月にかけては特措法に基づく国の宣言も発令されました。外出自粛が長くなったことによって、経済への影響はもちろんでございますが、社会活動に対しても大きく影響が出ております。そこで、国からは臨時交付金や様々な支援策、経済対策が示され、経済の再生に向けてウィズコロナ時代に必要な前向きの施策が展開されておりますが、効果については答弁にもありますようにまだまだ見えてこないところだと思います。一方、社会活動については、各種のイベントの中止や行動の制限が行われるだけで、経済対策に比べてはやや後ろ向きの対応にしか映らないのですが、この辺についてどのように認識されているかお伺いします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

経過につきましては、今議員のほうからご説明というか、おおむねご意見のあったとおりかと思います。ただ、町といたしましては、やみくもに社会活動を制限してきたということではないというふうに考えております。必要に応じて対応してきた経過でございますし、少なくても社会活動への影響をできるだけ大きくしない、小さくする、その範囲で収めるためということを念頭に置いて対応してまいりました。具体的には、制限等も必要最小限にしたつもりでいますし、確かにピーク期にはいろんな公共施設を閉めたりということもありましたが、その後は段階的に緩和をしてまいりましたし、最近は3密対策を当然施しながら、できるものから事業等も再開をしてきていると、新たに始めたりと、そういったところをしているところでございます。したがいまして、経済政策のような多額のお金が入ったりとか、そういうことはないのかもしれませんが、少なくても後ろ向きになっているというような認識では、町側としてはそういった認識ではございませんので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 後ろ向きの対応しているということよりも、これ印象の問題だと思うのです。どうしても3密を避けて行動がある程度制限されるということは、当然やる側というか、社会活動を行う側にしてもおっかなびっくりといいますか、そういう思いを持ってやると。ですから、それが結果的にはいろんな活動の拡大のほうにはつながっていかないのではないのかなという感じはしております。ただ、要は住民主役である社会活動

が停滞するということは、地域の活性力が停滞して町全体が沈んだ状態にもなりかねないという懸念を感じるからでございます。ですから、こんなときほど規制、当然規制の中で社会活動は始めていかなければならないと思うのですが、行政側でこんなときほど積極的な仕掛けといいますか、町民がこぞってそういう社会活動に参加できるような仕掛けが行政側からも示されていいのではないのかなという思いがあるわけでございますけれども、その辺についての考え方お伺いします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、社会活動がいろんな意味で制約されることで停滞感というものがどうしても広がってしまう、そういうふうなイメージになってしまう、実際停滞もしているのかもしれませんし、その辺はおっしゃるとおりだなと思って聞いておりました。ただ、いろんな広い意味での社会活動に関して言うと、活性化することはもちろん望ましいのですが、社会活動に参加していくためにはそれぞれの方の生活基盤がある程度安定をしていないと、なかなか社会活動のほうまで入っていけないというのが現状なのかなというふうに考えております。それらが満たされて初めて真の活性化というか、そういったものにつながっていくのかなというふうに考えておりまして、そのような意味で現在町のほうで行っております経済対策に関しては経済的に苦しんでいらっしゃるご家庭、あるいは疲弊した地域経済、そこを立て直すことをまず優先的に取り組んで、その上でさらに地域を活性化するために社会活動面でも取り組んでいくというのが、順番的にそのような展開がよろしいのかなというふうに考えているということが1点です。

あと、もう一つは、行動等を見て分かるとおりで、このコロナの状況に関してはやはり受け止め方にかなり個人差があるのかなというふうに思います。ある程度時間がたって多少楽観的に御覧になっていらっしゃる方もいれば、まだまだ警戒感を到底緩められないと、そういう方もいらっしゃいますし、どこが正しいかは別にして、そういった認識や考え方が混在しているのが今の状況なのかなというふうに考えます。

したがいまして、積極的な仕掛けというのは重要なことだと思うのですが、ではそれを どのタイミングでやっていくのかというところも慎重に検討していかなければならないと ころなのかなというふうに考えているところでございます。このような現状に関しての認 識でございますので、ご理解いただけたらと思います。

〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。

○8番(森 太郎君) 多分答弁はそのぐらいが限界なのかなという感じでは私も感じております。ただ、私の2点目で言った積極的に社会活動に参加するような本町独自の指針を考えておられないかということについては、今の時点では考えていないということでございました。確かに方向性についてはそのとおりだとは思っているのですが、大枠の方向性はそれとしても、我が町というのは田舎町でございまして、国や道が示す基準というのはやっぱり全国規模といいますか、大分田舎にとっては厳しい基準なのかなという感じは

実はしております。私どもの町で、私最近小学校、中学校の周りを通ることがあるのですが、よく小学生、それと中学校もそうだったのですけれども、スポーツクラブ、壮瞥ジュニアスポーツクラブというのですか、それとあとアスリートクラブ、それですとか、地遊スポーツクラブ等のメンバーが夕方、放課後積極的にトレーニングをしているのです。ですから、ああいう姿は非常に地域の活性化というか、力を与える一つのきっかけになるのかなと。ですから、仮に子供たちに限らずもうちょっと大きい世代といいますか、大人の世代も積極的にそういうスポーツに参加する、それ自体、健康づくりを進めること自体が当然例えば疫病が発生したときに一つの抵抗力というか、抵抗の一つの薬にもなるということも考えられると思いますので、できればぜひそういう方たちが積極的に出かけて体験できるような仕組みづくりを検討していただければと思います。

それで、次、3点目に移りますけれども、町内経済への影響と今後の対応という部分で ございます。これについては、先ほども答弁であったように観光、それと飲食業もかなり 大きな影響を受けていると思います。それで、当然昭和新山地区というのは入り込みが極 めて厳しいという状況は聞いてございますけれども、町では国の地方創生臨時交付金です か、これを活用して商工業振興対策事業を実施していると。ただし、効果はまだまだいま いちで、事業者でかなり売上げに影響があったということのようでございます。それとあ と、農業分野、農業については、恐らく直接農業者自体には現状ではまだ影響は出ていな いのかなという思いはしております。ただ、答弁で言われたのは、要するに外国人研修生 を受入れしている業態の方、農業の方、それだとか団体客が減少したという道の駅での農 産物販売等には当然影響はあったのかなという、その辺は理解できるところでございます けれども、要は道内の観光業ですか、観光、飲食業というのは当然経済、観光の中心を占 めていたというのが外国人観光客、要はインバウンドだと思うのですけれども、国内外の 感染症の早期の終息が見通せない場合に地域経済は最悪の状態を迎えるのではないか、感 染症がある程度落ち着いてきたとしてもコロナ禍の前に比べると元に戻るには相当の時間 を要するのでないかとも言われております。当然これらを回復するためには、国ではGo To キャンペーンですとか、道ではどうみん割キャンペーン、町においても先日の臨時 会でも対策をしておりますけれども、要はそれらの事業が経済の効果として見えてくると いうのはまだまだ先だと思うのです。ですから、そういうときにこれよりほかにまだ有効 な事業の展開を町単独で進めてほしいといっても、なかなかそうはなってこないのだと思 いますけれども、当面は町としては新たな町単独の事業というよりも国や道が示す施策を 活用して今後も事業を展開していくという理解でよろしいのか、まずお伺いしたいです。

〇議長(長内伸一君) 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長(三松靖志君) 森議員のご質問にご答弁申し上げます。

国や道及び市町村で実施する施策を経済の好循環につなげるには、なお時間を要するのではないかというご質問だったかと存じますが、新型コロナウイルス感染症はいまだ感染者が確認されておる状況でございまして、連日の報道により国民の心理にも影響を与えて

おります。そういう不安な気持ちを解消するのは、なかなか難しい状況にあると認識しており、経済への影響というのは議員ご指摘のとおり今後も続くものと認識しております。 冒頭町長のほうからもご答弁申し上げましたとおり、昭和新山地区を中心に入り込み減は大変深刻な状況でございます。今インバウンドのお話がございましたが、特に大型観光バスは1月から7月までの実績で去年は9,000台超あったものが2桁の状況でございまして、大変に厳しい状況で、回復にはまだまだ時間を要するものと思っております。ただし、7月の昭和新山における乗用車の駐車台数においては、前年比約47%程度に回復してきておりまして、これは道民を中心としたどうみん割や国のGo To トラベルの効果が徐々に出始めているものと考えてございます。当町でもビジット昭和新山キャンペーンが今週始まりまして、出足が初日だけで商品券が300枚超出るという効果が現れていまして、消費喚起にもつながってくるのではないかと。また、本日より始まりましたプレミアム商品券、こういったものを相乗的につなげて兆しを逃さず経済の好循環につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(長内伸一君) 産業振興課長。

〇産業振興課長(木下 薫君) 私のほうから農業分野における国の補助制度といいますか、コロナ対策に関する取組の壮瞥町の農業されている方の状況についてご報告させていただきたいと思います。

事業として、取りあえず役場のほうで把握しているのは2つあるのですけれども、1件 が高収益作物次期作支援交付金という事業でございまして、これは野菜、花卉等高収益作 物について新型コロナウイルス終息後に向けた生産体制の強化を目的とし、新型コロナウ イルスの影響により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶等の高 収益作物について次期作に前向きに取り組む生産者を支援しますというようなものなので すが、野菜というのが高収益作物に指定されているという部分もございまして、これはと うや湖農協さんで取りまとめておるのですが、町内 33 軒の農家さんが手を挙げておりま して、10アール当たり5万円の交付金がいただけると。これは、次期作に向けた取組を行 うということなのですけれども、壮瞥町の場合は中山間地域に指定されているものですか ら、プラス1割上乗せがあるというところでして、33軒の農家さんで対象面積が大体 200 ヘクタールぐらいになるのですが、これに対して交付金は 1 億 1,000 万の申請額となって おります。なおかつ、その中でも施設栽培、花の農家さんに対しては上乗せというか、別 枠がありまして、80 万円 10 アール当たり交付金がありまして、それがいろいろ条件はあ るのですけれども、4軒の農家さんがこの交付の対象になっておりまして、25アールを対 象に交付金の申請額が200万円というような状況になっております。これは、まだ申請段 階でございまして、確定した金額ではございません。

もう一件の制度が経営継続補助金と言われている制度でございまして、こちらのほうは接触機会を減らす生産や販売への転換に要する経費を補助率4分の3、100万円を上限に

補助しますと。なおかつ、その事業に取り組みながら感染拡大防止をする場合には、その経費の定額で50万円を上限に補助しますよというところです。4分の3で100万ということは、事業費としては133万円ぐらいが事業費の上限のベースになるのですけれども、その範囲内で感染機会を減らすということなので、自動化というか、機械を導入するとか、そういうような対策を講じれば補助の対象になりますと。なおかつ、そのときにマスクを買いますとか、消毒用のアルコールを買いますとかというようなことになれば、それがまた拡大防止分の定額の補助の該当にもなるというような事業です。こちらのほうは、申請件数が20件ございまして、事業費総額では2,800万ほどになりまして、補助金額としては1,700万程度の補助金という、これもまだ申請段階で、どちらも7月の下旬に国のほうに出されているものですが、そういう状況になっております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 答弁のとおり、細かな経済対策といいますか、矢継ぎ早に出されていることについては理解いたしました。一刻も早くその効果が現れるということをまず期待するところでございます。

それでは、次の4点目のまちづくり総合計画への影響についてお伺いいたします。これは、答弁では基本構想に掲げている数値目標や基本計画に位置づけられている施策に影響が出るので、数値的な部分については必要な見直しも行っていくと、それによって元気なまちづくりを展開するという答弁だったと思うのですが、これについては現在新型コロナ感染症が進行中であるということでございますので、そのとおりだとは理解するのですが、マスコミ等でもよく言われているのが新型コロナでこれまでの行動常識や価値観が大きく転換されてアフターコロナの後にやってくるこれまで経験したことのない新しい世界観が生まれてくるのではないかと言われておりますが、これ漠然とした部分であると思うのですが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

アフターコロナでは、これまで経験したことのない新しい世界観が生まれてくるとも言われているということですけれども、新型コロナウイルス感染症によりまして国民の働き方ですとか暮らし方への意識の変化は既に現れているものと認識しておりまして、本町の今年度の地域おこし協力隊の応募が増えたこともその一つではないかなというふうに認識しております。これまでの行動常識や価値観がアフターコロナではどのように変化していくのか、現時点で見通すことはなかなか難しいとは思っておりますけれども、今後治療薬ですとかワクチンなどが開発された際にも社会全体の意識や価値観の変化が現れてくると思いますので、今後の社会経済の動向を注視してあらゆる変化に対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 理解いたしました。それで、アフターコロナの後の新しい行動常識、価値観が変わったときにまちづくり総合計画自体が大幅に見直しされることになるのでしょうか、その辺についての見解を伺いたいと思います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

総合計画の大幅な見直しはあるのかということですけれども、第5次壮瞥町まちづくり 総合計画につきましては令和元年度に策定しておりますが、策定段階ではもちろん新型コ ロナウイルス感染症を想定しない計画となっております。今後アフターコロナですとか、 ウィズコロナの観点から新しい生活様式ですとか国民の働き方、暮らし方に対する意識に 大きな変化が起きまして、それらに対応する計画とする必要がある場合には見直すべきと ころは見直していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 何せ見えないウイルス、コロナでございますから、どんなふうに世界が変わっていくのか、これは日本ばかりでなく、世界中そうなると思うのですが、これはやっぱりその時点、時点で時代に合った見直しというのが当然必要なのかなと思っております。そういうことで答弁のとおりで理解いたしました。

最後に、行財政運営への影響と今後の見通しということでございます。これについては、 町財政で自主財源である町税収入の減少や国の財政状況によっては地方財政全体への影響 も考えられるということでございます。この場合アフターコロナ後の財政を考えた場合に、 コロナ禍で緊急対策費など巨額の国債が今発行されていると思うのですが、それとさらに はこれまでの財政赤字の穴埋めとして多額の国債も発行されております。税収面で考えれ ば、今回のコロナ禍によりさらに落ち込んでいくことが予想されますし、国の財政状況は 一段と厳しくなるのではないかと思われます。そこで、国の財源確保の方法としては、こ れ別段公式に聞いたわけではないのですけれども、国が財源確保する方法とすれば、当然 増税なんていう話にもなってくるのかなと。東日本大震災の後に課されることになった復 興税的な増税が行われる可能性もあるのではないかなと老婆心ながら心配しているところ でございますが、その辺についてのご見解があればお伺いしたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

国の財源確保の関係ですけれども、現時点で東日本大震災の復興税のような増税が行われるかどうか、町として見通すことは非常に難しいと思っておりますけれども、国内の景気の低迷が長引き、日本の経済は相当なダメージを負っていると思っております。また、国の財政出動も大幅に増加しておりますので、今後の国の動きを注視していきたいと思っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 8番、森太郎君。
- ○8番(森 太郎君) 了解いたしました。

まず、一刻も早い社会活動、それと経済が回復するように町も有効なできる限りの政策 を打っていただいて町内経済、それと町内の社会活動が回復することを願いまして、私の 質問終わりたいと思います。

〇議長(長内伸一君) 答弁、町長。

〇町長(田鍋敏也君) では、私のほうから最後に、今まで各再質問に対しましては担当 課長がご答弁を申し上げたとおりでありますけれども、繰り返しになる部分もありますけ れども、感染症対策につきましては今まで我々が経験したことのない、経験値では推しは かることができない、見通しがなかなか立たない中での様々な対応になってくるものと思 っておりまして、新しい生活様式の実現に向けた感染防止の対策が日常化していくと、こ ういう中で世界各国、我が国の社会経済が変革を求められるということは明らかであると、 このように思っております。質問の最後のほうにありました国の財政出動によるこれから の国、地方の財政運営について、これも経験値では推しはかることができない、見通すこ とが極めて難しい問題だと認識しているところであります。感染症対策は、非常に厳しい 長く難しい道のりだと、このように思っておりますが、町民の皆様の安全で安心な暮らし を最優先に考えまして、国、北海道や近隣市町、関係団体と連携を図りながら、国、道に 求めていくものはしっかりと求めていき、施策や対策にしっかり取り組みましてこの難局 を皆様と心を一つにして乗り越えてまいりたいと、このような思いでありますので、これ からもご理解、ご協力を賜りたいとお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。 〇議長(長内伸一君) これより休憩といたします。再開は2時10分といたします。 休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

〇議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、1番、菊地敏法君。

○1番(菊地敏法君) 私は、移住、定住、関係人口の拡大対策について質問したいというふうに思います。

質問要旨として、本町の人口は昭和 25 年の 7,563 人をピークとして、それ以降減少が続いており、平成 27 年の国勢調査では 2,922 人と約 4,600 人もの人口が減っている状況であります。第5次壮瞥町まちづくり総合計画では、令和 12 年の人口目標値として 2,300 人と設定していますが、この数値を達成するためには今以上の積極的な施策の展開を行わなければならないのではないかと思いますが、壮瞥町の現状と課題、今後の取組について質問いたします。

1、現在のコロナ禍によって都会の密から地方への意識が高くなっているのではないかと思われますが、壮瞥町に寄せられる移住相談の変化は現れているのか、また相談体制の

改善(オンライン相談等)はされているのか伺います。

- 2、令和2年第1回定例会の行政報告で今年度内に壮瞥町空家等対策計画を策定し、空き家を適正かつ有効活用して人口減少対策や移住、定住対策の重要施策として推進するとの報告がありましたが、その進捗状況について伺います。
- 3、関係人口の拡大について壮瞥町の現状と今後の具体的な取組について伺いたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、町長。
- 〇町長(田鍋敏也君) 1番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の移住相談の変化、相談体制の改善についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を機にテレワークなど働き方が変わり、都市部から地方への移住に関心を持つ方が増加しているものと認識しております。現に本年5月以降ホームページへのアクセス件数が増えており、移住相談の件数につきましても若干増えている状況で、従前はなかなか応募のなかった地域おこし協力隊についても今年度は首都圏や東海地方からも応募があり、コロナ禍をきっかけにして働き方、暮らし方への意識が変化してきている現れとも認識しております。現在移住相談につきましては、電話やメール、対面での相談体制を取っており、オンラインでの相談は行っておりませんが、様々な場面でオンライン形式が取り入れられており、当町においてもオンラインで移住相談ができる環境を整えていきたいと考えております。

次に、2点目の空き家を活用した人口減少対策や移住、定住対策の進捗状況についてですが、全国的に適正に管理されず、放置されている空き家については大きな問題となっており、本町においても年々増加している状況であります。昨年8月には、空き家の状況を把握するため現地調査を基に物件の所有者等に対し現在の利用状況や管理状況、今後の利活用の考え方についてアンケート調査を行っております。令和2年3月には、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安全、安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的として壮瞥町空家等対策計画を策定したところであります。こうした取組を踏まえ、今年度は空き家の売買や相続問題、利活用などについての相談をお受けする空き家相談会を町内で開催する予定で、司法書士や宅建協会の方による専門的な立場から所有者等にアドバイスをいただく機会を設ける等、空き家の適正管理や空き家の有効な利活用につなげていきたいと考えております。

次に、3点目の関係人口の拡大に向けた取組についてですが、関係人口とは移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す言葉で、人口減少や高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面している地方圏を活性化する存在として期待されております。この概念に基づくと、本町ではふるさと納税をされた方やふるさと会、関東そうべつ会ですが、や雪合戦などのイベント運営に参画される方、ホームページやSNSでの情報発信者等が関係人口と考えられ、こ

うした方との交流や縁をより深めていくことが関係人口の拡大につながるものと認識しております。今後も現在までの取組を深化させるとともに、先進例の調査等により地域外の多様な人材が本町の地域づくりの担い手として活躍してもらえる環境づくりを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

- 〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。
- ○1番(菊地敏法君) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染の拡大をきっかけに、都会の密から地方の疎へと関心が強くなっているのは間違いないというふうに思います。また、3つの密、いわゆる密閉、密集、密接を回避することやソーシャルディスタンス、相手との一定の距離を空けて接することが感染防止につながるなど、新しい生活様式がうたわれている中で多く変化が起こったのが働き方かなというふうに思います。会社に出勤することなく、パソコン等を活用して場所や時間にとらわれない柔軟な働き方、テレワークが普及し、それとともにオンラインの活用が急速に増え、今や日常的に使われております。

最初の再質問として、今年度の移住相談件数と相談の対応の状況をお聞きしたいのと、 答弁の中でオンラインでの移住相談を今後していきたいということでありましたけれども、 現状として役場庁内のネット環境がオンライン相談を受けるのに改善しなくてもいいのか どうか、心配なのが個人情報の流出等やセキュリティーの面で改善しなくてもいいのかど うか、そこをまずお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

まず、今年度の移住相談件数ですが、昨日の時点で 18 件となっておりまして、移住相談につきましては平成 29、30 年度につきましては年間 10 件程度だったのですけれども、昨年度令和元年度は 34 件ということで大幅に増加しておりまして、今年度も多い状況が続いております。相談内容につきましては、どのような住宅や物件があるのか、あとは空き家バンクに登録されている物件についての質問ですとか、あとは壮瞥町でどんな仕事があるのか、就農についての質問ですとか、あとは起業化支援ですとか、住宅購入に係る各種補助制度がどんなものがあるのかとか、あとは生活環境などについての質問や相談がありまして、基本的には企画広報係で答えておりますが、就農ですとか、そういった専門的な部分については担当課と連携してお答えをしている状況です。

それから、役場庁舎のネット環境についてですけれども、オンライン相談についてですが、今年度の地域おこし協力隊の面接試験はオンラインで実施しておりまして、オンライン環境自体は調っている状況です。また、セキュリティーにつきましては、通常使用している業務系のパソコンとは完全に独立しているインターネット専用のパソコンを使用しますし、あとは総務課の情報管理担当にパソコンの設定もしてもらって行いますので、セキュリティーについては問題ありません。

以上です。

〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。

〇1番(菊地敏法君) オンラインでの相談の需要が高まってきているというふうに思い ますので、ぜひ積極的にオンラインでの相談を行ってほしいなというふうに思いますけれ ども、今年度コロナ禍の関係で移住相談フェアやセミナーが中止になったと思います。壮 瞥町としても、そのフェア行く予定だったものが中止になったのではないかなというふう に思います。5月の31日に全国で初めて山口県の周防大島町が協賛してのオンライン全 国移住フェアが開催されました。全国から38都道府県138団体が出展され、173組の方が 参加したようです。2回目が10月の4日開催するということで、北海道からも参加してい る自治体、団体もあるようであります。また、北海道や西胆振主催のオンライン相談も行 っているようですので、こういうオンライン相談に積極的に参加していってもらいたいと いうふうに思います。第1回のオンライン全国移住フェアの参加者の感想では、公共交通 機関に乗っていかなくてもよいので、気持ちが楽だったとか、直接その地方から発信され るので、モニターの背景からその地域の様子が伝わってきたことが東京で行われるセミナ 一との大きな違いで大変よかったとたくさんの感想が寄せられているようです。オンライ ン移住相談は、感染拡大対策の観点だけでなくて、相談する人も受けるこちらもメリット は大きいと思いますので、今後は町独自でのオンライン相談の開設を望みたいというふう に思いますけれども、再度今後のオンライン相談の取組についてお伺いしたいというふう に思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

まず、移住フェアの関係ですけれども、今年度は11月に東京で開催予定の移住フェアに本町として参加する予定で予算措置もしておりましたけれども、7月にそのフェアの出展の申込みの案内が来た時点で東京でのコロナウイルス感染症が拡大傾向にあったこともありまして、今年度は不参加としたところでございます。今年度は、議員おっしゃるとおり対面ではなくてオンラインでの移住相談会が開催されておりまして、本町におきましても今週末開催されるイベントに参加することとしておりまして、1件ではありますけれども、もう既に移住相談の予約が入っている状況となっております。議員がおっしゃるとおり、今後もそういったオンラインでの移住相談のイベントがある場合には積極的に参加していきたいと考えております。

それから、町独自のオンラインの相談についてですけれども、オンラインでの移住相談を行う場合よくほかの町でやっているのはホームページ上に予約フォームを作って事前に予約をしてもらうことで日程調整をできたりですとか、その予約フォームに相談者の方の基本的な情報、名前ですとか、住所ですとか、家族構成などを書いていただいたり、相談したいことなども書いていただいて、そういうことを事前に把握できるので、役場側にとってもメリットはあると思いますし、議員がおっしゃるとおり相談する方にもメリットが

あると思いますので、導入については前向きに検討していきたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。
- 〇1番(菊地敏法君) ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の空き家対策について質問したいというふうに思います。空家等対策計画 で令和元年7月に実施した空き家調査では、町内で 63 棟の空き家が確認され、その状況と して安全な空き家は 51 棟で空き家全体の 80%となっているものの、特定空家等とその予 備軍となる空き家は 12 棟で全体の2割となっていますとの結果の報告がありましたが、 移住、定住の観点から考えるといかに今の段階で安全な状況である空き家 51 棟を利活用 できるかが大きな鍵になるのでないかなというふうに思います。そこで、お伺いしたいの ですが、計画の第4章、具体的な対策についての4の1、空き家等の流通や活用促進で利 活用可能な空き家等や修繕等により中古住宅として市場流通が可能な物件を資源と捉え、 活用促進を図るための取組として3点挙げていました。1が専門家団体の相談窓口への案 内、周知、2が空き家整理修繕事業補助金による流通促進、3が空き家バンク制度の活用 が3点挙げられていましたけれども、答弁にもありましたけれども、今年度に町内で空き 家相談会を開催するというふうにありましたけれども、これは1点目の専門家団体の相談 への案内や周知の取組の一環だというふうに思います。その空き家相談会のどういう相談 会を行うのか具体的な内容等決まっていれば、どういうスケジュールで相談会を行うのか、 それをお聞きしたいのと、併せて2、3の空き家修理改善補助金の実績と所有者と移住者 をマッチングする空き家バンクの実績も併せて伺いたいというふうに思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

何点かあったかと思いますけれども、まず空き家相談会についてですけれども、日程はまだ決めておりませんけれども、年度内に実施したいと考えております。また、その相談会の内容としましては、司法書士ですとか宅建協会の方など専門家の方に来ていただきますので、相続問題ですとか税金、あとは土地、建物の売買ですとか賃貸契約に関することなど空き家に関する様々なご相談に対応したいと思っております。

それから次に、空き家の整理改修補助金の実績についてですけれども、この補助金は空き家整理改修するための対象経費の3分の2で上限が30万円を補助するという制度ですけれども、実績につきましては平成29、30年度はゼロ件、令和元年度は3件、今年度は今のところゼロということになっております。

それから次に、空き家バンクの実績ですけれども、まず空き家バンクの現在の登録件数ですけれども、空き家が2件、土地が13件、マンションが1件の計16件が登録されております。それから、売買等の成約といいますか、マッチングの状況についてですけれども、過去3年間の実績ですけれども、平成29年度から令和元年度におきましては空き家や土地の登録が新たに14件ありました。そのうち、8件が売買または賃貸の契約がなされてお

ります。特に昨年度令和元年度につきましては、新たに空き家が6件登録されまして、そのうち4件が昨年度令和元年度内に契約されておりまして、中古住宅を取得したいですとか借りたいと思っている方は多いものと思っております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。
- ○1番(菊地敏法君) 実態分かりました。それで、先ほども言いましたけれども、空き家が安全で良好なうちに利活用ができるのが一番望ましいかなというふうに思うのですけれども、これは一つの空き家利用の選択肢として聞いてもらいたいと思うのですけれども、できるかどうかはちょっとハードルが高いかなというふうには思いますが、各市町村では移住体験ツアーを行っており、その宿泊する施設の環境整備も併せて行っています。壮瞥町では、体験移住の取組は行っていません。今後は、移住の取っかかりとして、実際に壮瞥町に来て体験してもらうことが取っかかりとしてはいいのかなというふうに思いますので、その移住体験の取組を行っていただき、そのための住宅として空き家を活用できないものかどうか、それとまた最初のほうにも話しましたけれども、テレワークが普及し、都会から離れて自然環境のよい地方へ移動したいというニーズの受皿として空き家をサテライトオフィスに活用できないのかどうか、この点について考えがあればお伺いしたいと思います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

空き家を活用しての移住体験ですとか、サテライトオフィスができないかとのご質問で すけれども、当町におきましては空き家を活用したものではありませんが、平成30年度に 昨年度まで地域おこし協力隊として活動していた方が親子キャンプということで3泊4日 の日程で関東から5家族 17 名の方に参加していただきまして、壮瞥町のことを知っても らうという目的でプチ移住体験も行っております。最近は、そういった移住体験ですとか サテライトオフィスを導入している自治体も増えてきておりますし、移住体験につきまし ては近隣の市町でも行っております。また、厚真町では、お試しサテライトオフィスとい うものもやっております。さらに、東川町なんかでは、1週間程度の移住相談ツアーです とか、1年間東川町に住んでもらうというか、東川町で暮らしてもらうような移住体験な ども行っているようでございます。今年度は、そういった先進地に視察に行って当町にお いてどのようなことができるのかを研究しようと思っていたのですけれども、このように 新型コロナウイルス感染症の影響で今のところ実施は難しいのかなとは思っておりますけ れども、都会から離れて地方で暮らしたり仕事をしたりという社会になってきております ので、当町としては空き家を活用できるかどうかは分かりませんけれども、空いている町 有住宅を今改修進めておりますので、そういった住宅を活用して移住体験ですとかについ て前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。

○1番(菊地敏法君) もう一つ、空き家を活用してのユニークな取組について行っている地域を新聞で見たのです。それで、これもちょっといろいろと難しい面もあるかもしれませんけれども、一つのこういう取り組んでいるところもあるのだなということで聞いてもらいたいと思うのですけれども、島根県邑南町の羽須美地区で関係人口創出のプロジェクトの一環で木の学校と銘打って空き家を教室に住宅の修繕に興味がある人たちがDIY、自分の手で作ったり改築したりすること、DIYの技術を学べる取組を行っていると。この木の学校は、共通科目、専門科目、いずれも1泊2日で計14 こまあるが、それぞれ10名の定員が全て埋まっていて好評を博しているということなのです。DIYは、今広い世代でブームになっていて、さらに地域課題となっている空き家の再生、活用にも貢献できることに都市部の住民が共感をして集まっていて空き家を逆に有効な資源にし、DIYを通して関係人口の拡大も目指している、こういう取組を行っている地域もあるということで一つの参考にしていただきたいと思いますけれども、いずれにしても空き家の再生、利活用が移住、定住促進にとっての大きな鍵になるのではないかなというふうに思いますので、先進地の事例も参考にしながら、また研究していってもらいながら取り組んでいってもらいたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

空き家の問題につきましては、全国的な問題でございまして、今後も増えていくものと思っておりますし、全国各地で今議員おっしゃったような様々な取組、方法で空き家の活用ですとか解消を行っているものと思いますので、それら先進事例を参考にして当町で行っている空き家バンクや空き家相談会などに加えまして、例えば地域おこし協力隊の制度を活用するなど当町でできる取組を研究して空き家の活用につなげていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。
- ○1番(菊地敏法君) それでは、3点目の質問に移りたいと思います。関係人口について再度質問します。

答弁では、牡瞥町の関係人口と考えられる方としてふるさと納税やふるさと会、雪合戦の運営に携わった人、それとかホームページ、SNSで情報発信してくれた人ということで挙げていましたけれども、関係人口というのはかなりアバウトで広い感じもするのです。そういう点では、関係人口拡大の目標を明確にするためにも壮瞥町の現状の関係人口の人数、どのぐらいの人数が関係人口としているのかということをある程度把握することのできる取組ができないのかなというふうな思いで質問しているのですけれども、例えばふるさとサポート制度の導入とかふるさと住民票制度とかが考えられるかなというふうに思うのです。特にふるさと住民票は、法律に基づく住民票ではなくて、自治体が創意工夫しな

がら自由に制度を決めることができる柔軟な仕組みで、登録者が受けられるサービスの例として自治体広報など地域の情報を送ってあげたり、公共施設の住民料金での利用なり、祭りや伝統行事の紹介、参加案内、あとパブリックコメント、あと住民投票への参加など、これは自由だというふうに思うのですけれども、こういうことで関係人口のきっかけづくり、動機づけに有効な手段かなというふうに思うのですけれども、これに対してどうお考えかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃられたサポーター制度ですとか、そういったふるさと住民登録制度などについてですけれども、当町では現在は検討しておりませんけれども、近隣では安平町ふるさとサポーターとか、あとニセコ町でもふるさと住民の登録要綱などつくって今議員がおっしゃられた取組をしていると把握しておりますけれども、こういった取組は関係人口につながる取組であろうと思いますので、そのように近隣でもやっておりますので、そういった事例を研究しながら当町でも検討していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(長内伸一君) 1番、菊地敏法君。

○1番(菊地敏法君) 最後の質問にします。関係人口の拡大は、今以上により強い関係性を築く取組が必要だというふうに思います。そこで、壮瞥町が目指す関係人口を明確にする必要があるというふうに思います。例えば壮瞥町にルーツがある方等を対象に関係人口にするのか、それともふるさと納税の寄附者を対象に地域と持続的なつながりを持つ機会をつくるのか、それとも新たな地域との関わりを持とうとする方を対象に地域と継続的なつながりを持つ機会をつくるのかなど、壮瞥町の発展を考えた上で壮瞥町の将来ビジョンを訴えながら何に関わっていただくのか、関係を持っていただくのかを明確にする取組をすることで共感を持っていただき、関係性を深くしていただけるのでないかというふうに思います。壮瞥町の真のファン、熱烈なファンをつくることが関係人口拡大の一番大切なことではないかというふうに思いますので、今後は先進地の事例を参考に調査研究してよりよい取組にしていただきたいというふうに思います。こういう取組が本当に絵に描いた餅のようにならないようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、企画財政課長。
- 〇企画財政課長(上名正樹君) ご答弁申し上げます。

壮瞥町が目指す関係人口、ターゲットですとかということですけれども、先ほど町長からも答弁ありましたように本町ではふるさと納税された方ですとかふるさと会、それから 雪合戦などのイベントに参画された方、あとはSNSで当町の情報を発信してくれている 方などを考えておりまして、関係人口というのは地域や地域の人々と多様に関わる人々の ことを指す言葉で、ルーツがあるない関係なしでターゲットは絞らないであらゆる関係人口を増やしていきたいというふうに担当としては考えております。また、そういった方たちと今後も継続して関係をより深めていくためには、例えばですけれども、ふるさと納税ですとそういった納税をしていただいた方と継続的に関わりを持てるように寄附者、寄附していただいた方を対象に交流会を行って壮瞥町のことをより知ってもらって、またその知ってもらった方々が口コミで広げていってもらえるような、そういった企画も検討したいなと。そういう企画をやっている町も道内にも何か所かあるようですので、そういうのを参考にしてやっていきたいなと。また、フェイスブックですとかインスタグラムの壮瞥町の公式のサイトのフォロワー数も年々増加しておりまして、特に今年度は情報発信の担当の地域おこし協力隊を採用しまして、これまでよりもSNSの更新回数が大幅に増えておりまして、継続的に壮瞥町の魅力を情報発信していくことで壮瞥町のファンを増やして関係人口の拡大にもつながっていくのではないかと思っております。また、関係人口増やすことで交流人口ですとか定住人口が増えていけば当町としては非常に喜ばしいことだと思いますし、今後も関係人口を拡大できるよう様々な自治体の取組を参考に当町としてどのようなことができるかについて研究をしていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(長内伸一君) 町長。

〇町長(田鍋敏也君) 人口減対策については、大変重要な課題であり、まちづくり総合計画の3次から4次、5次にわたって取り組んでいるところでありますので、総括的に私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

人口減対策については、本町に限らず、道内、全国の都市圏以外の市町村共通の課題であるということはもう間違いないことであり、昭和 45 年に議員立法で過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来全国で取り組まれておりますけれども、これまで顕著に効果が現れた自治体は非常に少ないと、このように認識をしております。そういう意味でも大変難しい課題であると、このように認識しております。第5次総合計画では、ご質問にもありましたけれども、令和 12 年の国勢調査人口を 2,300 人にすると目標設定しておりますけれども、この目標設定にはご質問のとおり今まで以上に積極的な施策の展開が必要であり、本日の3点にわたる重点事項に取り組んではというご質問だったというふうに認識をしております。

移住、定住、関係人口の拡大について移住相談の充実、空き家の活用、空き家の活用も 去年調査をさせていただきましたけれども、空き家として先ほど実績も担当のほうから登 録されて成約に結びついた、そのような件数を紹介させていただきましたけれども、空き 家になっている現状を一つ一つ把握しますと、テーブルにのせる前の段階のやはり相続の 問題ですとか様々な問題が内在していまして、なかなかそういった状態の空き家が多いと いうことで、一歩一歩ではありますけれども、これから取り組まなければいけないことが 多々あるということでございまして、具体的にそのようなことも一つ一つクリアさせてい ただきながら、またそのために専門家のお力を借りながら相談会を開催するですとか、地道に取り組んでいきたいと、このように思っているところであり、本日様々な関係人口という新しい考え方についての力強いご提言もいただきましたところであり、具体的にターゲットを絞って分かりやすい取組にしたほうがいいのではないかという大変貴重なご意見もいただいたと、このように思っているところであります。貴重なご意見、提言を参考とさせていただきながら取り組んでまいりたいと、このように思っておりますし、人口減対策についてはこれらの具体的な取組とともに、産業の振興というか、働く場がきちんとあることですとか、子育て、そして教育、老後も安心して暮らせる、こういった全ての施策が人口減対策には必要なことなのかなと、このようにも思っておりまして、それらも含めて全政策が人口減対策であるということの認識で総合計画では総合的に取り組むと、このように位置づけているところであります。本日いただいたご意見につきましては、本町の独自性を出していくものであろうかなと思っておりまして、調査研究をさせていただきながら、また議員の皆様のご意見ですとかご協力を賜りながら人口減対策に努めてまいりたいと、一歩一歩ですけれども、努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思い、答弁とさせていただきます。

○議長(長内伸一君) これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

- ○議長(長内伸一君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
 - 9月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時49分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮瞥町議会第3回定例会会議録

〇議事日程(第2号)

令和2年9月11日(金曜日) 午前10時00分開議

| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 | |
|------|-----|------------|--------------------------|
| 日程第 | 2 | 議案第60号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 | 3 | 議案第61号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 | 4 | 議案第62号 | 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について |
| 日程第 | 5 | 議案第63号 | 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制 |
| | | | 定について |
| 日程第 | 6 | 議案第64号 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため |
| | | | の壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例 |
| | | | に関する条例の一部を改正する条例の制定につい |
| | | | τ |
| 日程第 | 7 | 議案第65号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変 |
| | | | 更について |
| 日程第 | 8 | 議案第66号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 | 9 | 議案第67号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につい |
| | | | τ |
| 日程第1 | 1 0 | 議案第68号 | 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第10号) |
| | | | について |
| 日程第1 | 1 1 | 議案第69号 | 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算 |
| | | | (第2号) について |
| 日程第1 | 1 2 | 議案第70号 | 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第 |
| | | | 1号) について |
| 日程第1 | 1 3 | 議案第71号 | 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定につい |
| | | | τ |
| 日程第1 | 1 4 | 報告第 2号 | 出資法人の経営状況について |
| 日程第1 | 1 5 | 意見案第2号 | 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意 |
| | | | 見書 |
| 日程第1 | 16 | 意見案第3号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政 |
| | | | の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意 |
| | | | 見書 |
| 日程第1 | 1 7 | 意見案第4号 | 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 |

〇出席議員(9名)

1番 菊 地 敏 法 君 2番 松 本 君 勉 3番 佐 藤 忞 君 4番 加 正志 君 藤 5番 山 本 勲 君 6番 真 鍋 盛 男 君 7番 毛 利 8番 森 太郎 爾 君 君

9番 長 内 伸 一 君

〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長 田鍋敏也君 副 町 長 黒 崎 嘉 方 君 常 教 育 長 谷 年 君 坂 会計管理者

阿部 正一君

税務会計課長

総務課長 (兼) 庵 囯 君 企画財政課長 上 名 正 樹 君 住民福祉課長 齊藤 英 俊 君 三 松 商工観光課長 靖 志 君 産業振興課長 木 下 薫 君 建設課長 澤井 智 明君 生涯学習課長 河 野 圭 君 選管書記長(兼) 庵 匡 君 農委事務局長 齋 藤 誠 士 君 監委事務局長(兼) 小 林 一 也 君

〇職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼) 小 林 一 也 君 ◎開議の宣告

〇議長(長内伸一君) これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

〇議長(長内伸一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(長内伸一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

3番 佐藤 忞君 4番 加藤正志君

を指名いたします。

◎議案第60号

〇議長(長内伸一君) 日程第2、議案第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに 決定いたしました。

◎議案第61号

〇議長(長内伸一君) 日程第3、議案第61号 専決処分の承認を求めることについてを 議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、松本勉君。

○2番(松本 勉君) 議案の説明におきまして、8月7日、その牧草地を利用されている方からの通報がきっかけといいますか、用排水路、農業用排水路、それから流末に土砂

がたまって湿地のような状態になっていたと、こういうことの説明がありました。町は 400 万円の補正であります。その過程は分かったのですが、細かい質問になって恐縮ですけれども、その利用者から、牧草地を利用している方からの通報だった。それは牧草地を使用している者、利用している者、所有している人ではないのですか。その違いです。

それと、当然町が責任を負って補修、改修をするのでしょうけれども、今年度の牧草地の牧草は品質上使えないということの説明がありましたけれども、そういった言わば補償 みたいなことには及ばないのかどうか。

それと、もう一つ気になったのは、その利用されている方からの通報が8月7日で、その人の証言によれば7月からそういう状態が続いていた、約1か月。トラクターが入れない状態だったという報告があったと。ご本人がそこを利用して使うのであったら、言わば自分のためにも早い通報やそういう連絡が必要だったのではないかと思うのです。あるいは、町にその責任があるならば定期的なそういった点検なども必要になってくるのか。多分、そこまで手は及ばないだろうと思います。そうすると、日頃そこを利用されている方との連絡、疎通といいますか、そういったことも必要ですし、本来自分が使うのであればもっと早くそういう連絡があって対応すべきだったのではないかと、事ここまで大きくならなかったのではないかという疑念を感じたのですが、その辺の説明をお願いします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですけれども、こちらの場所は河川敷地でして、長流川の河川敷地になります。これは使っている方が、長流川は2級河川ですので、道の管理になりますが、そちらから借りているというふうな場所になります。牧草の補償とかというご質問でしたけれども、そこの部分については補償してくれとか、そういう申出はありません。

それと、もっと早く連絡を入れればよかったのではないのかという部分に関しましては、 7月7日に結構な雨が降りまして、それから多分様子を見て、水が引くのを待っていたのではないかなと思いまして、これはご本人に確認したわけではないですけれども、それで 1か月ぐらいたっても引かなかったので、役場のほうに連絡したというような経緯ではないかなと考えております。

本来であれば町で管理しなければならない場所ですので、定期的な点検なり定期的な土砂上げなりというのをすれば、おっしゃるとおりもっと被害が少なくて済んだのかもしれませんので、今後はその辺はここの場所に限らず、もっと計画的にできるように予算も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 今の質問に関連しますけれども、予算説明で言われた土砂の処理、 それで土砂処理した排水路の延長はどの程度だったのか。また、処理した土砂の量、400万円ぐらいかけているので、相当量あったのではないかなと私は思うのですけれども、その

排出した土砂量はどの程度あったのか。

それから、2番目です。長雨によってこのような状態が起きたと想定されるということですけれども、今回土砂を排出したけれども、ただそれだけで今後起こり得ることはないのか、そういう懸念がないのかというのが2点目。

3点目です。町内には用水路が結構あると思います。そこで、今回のように大雨による 土砂の流入が過去にあったものもあるし、今回はなかったけれども、過去にあったものも あると思いますけれども、そういう危険性、土砂の流入の危険性のある箇所だとか、また 改修を必要とする用水路、これは町内にどの程度あるのか、もしもそういうことで資料等 であれば説明願いたいなと思います。

以上、3点よろしくお願いいたします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご質問3点ございまして、まず延長なのですけれども、 今回土砂上げした水路の延長は全部で223.6メーターほどの延長がございました。あそこ で土砂上げした量なのですけれども、63立方メートルございました。

2点目、今後また同じようなことが起きる可能性はあるかという部分に関しましては、 今回の詰まった水路に関しましては7年ほど全然メンテナンスをしていなかったものです から、その間に徐々にたまった部分も含まれるのかなと考えられます。今回大分きれいに 掃除終わりましたので、取りあえずまたすぐに詰まるという可能性は低いかと思うのです が、先ほども申しましたとおり、今後定期的なメンテナンスは必要なのかと、それによっ て少しでも、メンテナンス経費はかかるけれども、一遍にかかる経費は抑えられるのかな というところで考えております。

町内にどの程度のそういった水路があるかという部分に関しましては、今数字的なものは用意していないのですけれども、主要水路に関しましては平成 28 年に調査をやってございまして、そういったものの台帳は整備しております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。
- ○3番(佐藤 忞君) 2番の答弁で7年間メンテナンスしていないという言葉がありましたけれども、排水路の清掃、これは町がやるのか、それとも私は基本的には用水路を活用している住民の皆さんがやるべきでないかな、そう考えるのですけれども、7年間メンテナンスしていなかったというのは町がやっていなかったのか、それとも利用者がやっていなかったのか、この点についてどうなのでしょう。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁いたします。

用水路を誰が管理するかという部分なのですが、用水路、要は流れている水を使っているような水路に関しましては使っている畑の所有者さんだったりが管理するべきところなのですが、今回の場所に関しましては道路の側溝から来た排水ですとか、また畑には行か

ないでそのまま、排水路なのです。用水路ではないので、排水路なので、その部分については町が管理するということになっておりますので、ここに関しましては町がやるべき場所であるということになります。

以上です。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 6番、真鍋盛男君。
- ○6番(真鍋盛男君) このような事案は、つい先般も伊達のそばでも1件ありました。 この事案2件とも補償問題というものにつながっていないので、これも幸いしているのか なとは思いますけれども、事の次第によっては農作物等の補償問題等々にもつながること にもなりかねないと思います。これを、事案をなくすように、防ぐためにはどういう方策 を考えているのかということと、それから今回は農業関係の事案2件だったのですけれど も、ほかの課で町がどういう排水路等々の管理をしなければいけないという部分でも、こ ういう事案に発展したということはなかったのでしょうか。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) 答弁いたします。

真鍋議員おっしゃられたとおり、前回の臨時会でものせさせていただいた部分もあったのですけれども、やはり定期的に水路を清掃していれば済んだ部分もあるかとは思うのですが、対策といたしましては、先ほども言いましたように、町内のそういった水路の定期的なメンテナンスをするように、毎年は必要ないのでしょうけれども、場所を決めて今年はどこ、今年はどこという形でやっていく必要があるのでないかというふうに考えております。

ほかの部分での農業関係以外の水路に関しましては、ちょっと私はあれなのですけれども、林道なんかのほうでも側溝の整備なんかはさせていただいたことはあります。

- 〇議長(長内伸一君) 6番、真鍋盛男君。
- ○6番(真鍋盛男君) 定期的な清掃等が必要だというのも確かにそうだと思いますけれども、定期的な巡回して、状況を観察して、いつ清掃しなければいけないかというものを把握しておかないと駄目なのかなと思いますし、平常時だったら、これから台風シーズンを迎えて大雨が降ったりなんかすると、考えていた通常の状況でない状況が出ることだけれども、このぐらいでもやっぱりオーバーフローしてしまうのかなという状況もあるので、そこら辺は適切な、定期的な巡回をして状況を把握していくということが必要だと思います。

あと、土木関係でもこのような事例につながった例はないのかということを伺います。 〇議長(長内伸一君) 答弁、建設課長。

〇建設課長(澤井智明君) ご答弁申し上げます。

町道のほうも雨水関係を受けるような排水処理施設という、側溝関係というのはございますけれども、それについても予算の範囲内で現状も土砂上げしているところでございま

すけれども、ある程度まとまった雨が降ったときにはパトロールをするようにしておりまして、そこで側溝から水があふれているよというところについては早急に対策をするですとか、もう少しでたまりそうだというところについては予算の範囲内で適時やっているような状況でございます。

それと、今回のように道路の側溝があふれて、民地に侵して補償問題になったというようなものについては、細かい資料はないですけれども、私の知り得る限りではそこまで被害を与えたというところはないかという把握しております。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 6番、真鍋盛男君。
- ○6番(真鍋盛男君) 分かりました。どちらにしても定期的に現場の状況を把握しておくということは大事だと思いますので、定期的に管理しなければいけない排水路等の点検を行って、そして突発的な地権者による申請がなければ行動が取れないような状況というのをなくすように努力していただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁いたします。

先ほどの建設課長さんの答弁にありましたとおり、異常気象時には我々も主要な水路に関しましてはパトロールはしていますが、今の現状では言われたように定期的にやっているということはございませんので、今後それらも含めて全体的な維持管理の中で計画的にやれるようにやっていきたいと思います。

以上です。

○議長(長内伸一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) これにて質疑を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認する ことに決定いたしました。

◎議案第62号

〇議長(長内伸一君) 日程第4、議案第62号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰についてを 議題といたします。

本案につきましては、1番、菊地敏法君及び5番、山本勲君が地方自治法第117条の規 定により除斥に該当するので、退席を求めます。 〔1番 菊地敏法議員、5番 山本勲議員退席〕

〇議長(長内伸一君) 質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意する ことに決定いたしました。

1番、菊地敏法君及び5番山本勲君を復席いたさせます。

〔1番 菊地敏法議員、5番山本勲議員復席〕

◎議案第63号

〇議長(長内伸一君) 日程第5、議案第63号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

〇議長(長内伸一君) 日程第6、議案第64号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民 健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

〇議長(長内伸一君) 日程第7、議案第65号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については 原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長(長内伸一君) 日程第8、議案第66号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に

ついてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり 可決されました。

◎議案第67号

〇議長(長内伸一君) 日程第9、議案第67号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変 更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のと おり可決されました。

◎議案第68号

〇議長(長内伸一君) 日程第10、議案第68号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第

10号)についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページから。

2番、松本勉君。

〇2番(松本 勉君) 3点ほどございまして、3ページに関しまして、まず総務管理費 の公共施設管理事業 21 万円の補正でありますが、北の湖記念館の屋根の補修であります が、その原因となるのが、何月でしたっけ、要するに猟銃による破損があったということ でありますけれども、大変物騒な話でありますけれども、その後のてんまつが全く伝わっ てこなかったわけでありますが、素人の考えでありますけれども、猟銃の弾丸を追跡して いくと、それは所有者が分かるとか、そういう、例えば猟銃の弾丸もきちんと管理されな ければいけない、それを警察に報告する義務が猟銃所有者にはあるのではないかと、これ 推察ですけれども、そういう中で、よく分かりませんけれども、どこの誰が撃ったか分か らない弾が飛んでいたという事実はどうなのかということで、その後の、今回補修します が、情報連絡、警察も含めてですが、ないしは猟友会も含めて、よその話ですけれども、 何もなしでいいのですかという感じがするのですが、一住民として。こういうことが予想 されるとか、あるいは町外、他から来て、何かそういう事件が起こったのではないかと推 察されるとか、少なくてもこのかいわいの猟銃を、そういう方に対する疑念を持っている というわけではないのですが、そういう方たちにはそういうことをなしたという可能性は ないのかという、そういったことの報告もないのかなというふうに感じるのですが、いか がなのでしょうか。

それから、企画費の行政情報システム運用管理事業 134 万 8,000 円の追加補正に関してでありますが、説明がございました。社会保障・税番号制度の利用に係るシステム及び障害者システムの改修に伴う西いぶり広域連合の負担増額であるという説明でありますが、要するにマイナンバー制度でございますよね。マイナンバー制度、何がどう変わった、それでシステムなのかと。思いつくのはマイナポイントといいましたか、いわゆるキャッシュレスでカードを利用すると 25%還元されるこの制度の、その改正に伴うシステムの改修なのか、この 1 点お伺いします。それとあわせて、マイナンバー制度、マイナポイントによる還元制度でマイナンバーの利用者を拡大、普及しようというもくろみがあったと思われますが、町内においてそういった効果があるのかどうかということです。それもお伺いしたいというふうに思います。

もう一つは、民生費に関して介護保険の特別会計の繰出金なってます。15万円の追加でありますが、この説明で介護保険制度の見直しに対応した総合行政システム改修に伴う負担増であると。そこで、介護保険制度の改修、介護保険制度の見直しというのは一体どこの何をどう見直したのか、ちょっと理解できないですけれども、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

まず最初に、銃の関係がございましたので、一応その所管というところで。警察から猟 友会さんも含めて町のほうにいろいろヒアリングというか、捜査が来ているのですけれど も、その内容については警察のほうからは何も伝わってきていない状況でございます。 以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 総務課長。
- 〇総務課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

今産業振興課長のほうからも話はありましたが、1点目の北の湖記念館の屋根の関係に関しては答弁のとおりでございまして、事故の発生当日、私も現地で立会をしておりまして、その際に町の猟友会の方にもそこへ、警察を経由ですけれども、警察のほうから呼出しといいましょうか、来ていただいて、様々な確認をされていたように横で拝見しておりました。その結果、基本的に当町の猟友会に関しては、その弾を撃ったのに該当することはないというふうに認識をされたように横で見ておりました。その後なのですけれども、当然どこから来た方がどういうふうに撃ったかというのは警察のほうで現在も捜査中ということで聞いておりますので、どの辺まで絞ったとか、そういうことは残念ながら報告もいただいておりませんし、聞いても多分捜査上のことですので、教えてくれるというのは考えづらいなというふうに思います。それを踏まえて、では同様の事故が発生しないようにということで周知を図ることは重要なのかもしれませんが、それより何をどういうふうに周知をすべきなのか、誰に対して周知をすべきなのかというところが現段階ではまだ定まっておらないところでもございますので、もう少々、警察さんのほうの捜査の状況なんかを見て、その上で判断をしたいというふうに考えております。

それから、2点目のシステムの改修の関係でございますが、聞いているのは、まずマイナンバーに関してはマイナポイント云々ということではなくて、国外にいらっしゃる方に関しては従前マイナンバーのカードの発行とかしていないのですけれども、それが法改正によってするようになるので、それでそれに合わせた対応をするというふうに聞いております。

それから、障害システムに関しては、マイナンバーではなくて障害者自立支援サービスに係る報酬を令和3年度から改定をするということで聞いておりまして、それに合わせたシステム改修ということですから、直結する話ではないだろうというふうに考えます。

それから、マイナポイントの影響でございますが、今テレビ等でも盛んに報道して、国のほうでしていらっしゃって、当然例えばお買物すれば何らかの利益といいましょうか、そういったものが出る、そういう制度でございますので、町内においても例えば町内の方でそのサービスを享受できる方、あるいはそれを持って購買する機会が増えるという方はいらっしゃる可能性はもちろんあるかと思いますが、それがどの程度かとか、そういったことを推しはかるところは現段階では町としては行っていない。恐らくは何かしらの効果はあるだろうというふうに想像しております。

以上、1点目、2点目についての答弁でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 住民福祉課長。
- 〇住民福祉課長(齊藤英俊君) それでは、私のほうからは介護保険制度の見直しに伴う システム改修経費の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

介護保険制度につきましては、皆様御存じのとおり全国的な高齢化が進む中で様々な課題を持ちながら進んでいる制度という認識でおります。その中で今現在国のほうで高額介護サービス費というのを見直しですとか、食費、住居費の助成の見直し、それから税制改正の対応等について、それから特定個人情報の取扱い等について、あるいは介護のワンストップサービス化等について様々な制度の改正が議論されているところでございまして、そういったものをこのシステムに反映させるための改修の費用ということになります。

〇議長(長内伸一君) 2番、松本勉君。

○2番(松本 勉君) 3点目以外は了解いたしました。これ質問というよりも確認でありますけれども、介護保険制度の国のレベルでそういった見直しがワンストップサービス含めて行われているという状況だけは何となく感じておりますけれども、総務課長の答弁にあった障害者自立支援の報酬改定のことも触れておりましたけれども、これは確認です、全体的なシステムとして広域連合で広域行政として負担、町とすれば単独負担が少なくて済むということは了解もしていますし、いいことだと思うのですけれども、制度が確定する前にシステムを改修するというところが、素人ですけれども、引っかかるのですけれども、3年に1度の報酬改定があったとして、分かりませんけれども、報酬が変わる後に、あるいは制度そのものが新しく変わった後に、決定後にシステム改修はするものなのかなと思うのですけれども、そうではないのですか。あるいは、もう確定されているのでしょうか。当然報酬はまだですけれども、そういったものとのリンクというのですか、順番というのですか、いまいち分からないのですけれども、別に詳細に分からなくてもいいのですけれども、手順、順序だけ分かればということなのですが。

○議長(長内伸一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

- 〇議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

今回の改修につきましては、令和3年度報酬改定というものがあって、それに向けての 改修というふうにお聞きをしております。令和3年度から変わった報酬で適用していくと いうか、運用していくということで、逆算してその手前で改修するということですから、 ある程度内容についてはもう確定をしているものだというふうに認識をしています。

以上でございます。

〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 企画費です。先ほども答弁ありましたけれども、西いぶり広域連合負担金、電算組織ですけれども、この134万8,000円のうちに含まれているのは国庫支出金として理解してよろしいのですね。それで、西いぶり広域連合で電算を使っている、そういう組織しているのは私の記憶では壮瞥と伊達と室蘭と登別市、3市1町だと思うのですけれども、壮瞥町がこのように134万8,000円も負担をするということは、ほかの市は相当の金額でないかと思うのです。それで、組織を構成している3市の負担金どの程度になっているのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

まず、今回の2つの大きな改修の経費でございますが、まずマイナンバーに関しては大体3,000万円ぐらい、それから障害者のほうで1,200万円ぐらいの負担ということになっております。それで……失礼しました。3,800万円です。マイナンバーについては3,800万円ほどの事業になっておりまして、一番大きい室蘭市で大体2,500万円ぐらい、両方合わせての負担になっております。それから、登別市に関しましては大体1,400万円ぐらい、それから残額が伊達市ということで、こちらについては大体1,000万円少々というところですか、というような負担になっています。それぞれ均等割と人口割がございまして、ほとんどは人口なのですけれども、一定のルールに従って算定をして、当町もそれに従って負担金を算出しているという状況でございます。

以上です。

○議長(長内伸一君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(長内伸一君) 続いて、一般4ページ。

4番、加藤正志君。

- 〇4番(加藤正志君) 私は、農林水産業費のうち農業振興費、環境保全型農業直接支援 対策事業の中で、今、本年度の事業を受けた中で、申請受けた中で、対象作物と面積、ま た交付単価に変更が生じたためということでの説明がありましたが、対象作物というのは どのようなものなのか、また面積等もどの程度があるのか、また交付単価、変わった金額、 交付単価が変わったというふうに説明ありましたけれども、その単価の幅、変更になった 幅とか、そういったものを含めて説明を願いたいと思います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

環境保全型農業直接支援対策事業なのですが、ご質問の対象の作物に関しましては、豆ですとか大根、ジャガイモ、それから蔬菜類というのですか、ズッキーニですとか、そういったような蔬菜類……野菜。すみません。それから、ブドウなんかが対象になっております。面積は、8月24日に申請書を頂いているのですが、その面積が848アールです。単価なのですが、これは面積10アール当たりの交付単価になるのですが、これは従来、昨年

までは 8,000 円だったものが今年度 1 万 2,000 円に変わったというところでございます。 以上です。

〇議長(長内伸一君) 2番、松本勉君。

○2番(松本 勉君) 1点ございまして、温泉管理費、地熱エネルギー維持管理経費に関して60万円の追加補正となってございます。弁景54年泉源の自動通報装置の故障が判明したため、それを改修すると。修繕料として計上されておりますが、当初予算に54年泉源のポンプの入替えが400万円の予算計上されておりましたけれども、この取替えの工事と、それはもう終わったのかどうかがまず1つなのですが、そういった工事とリンクするようなことで全体のコストが下がるみたいなことはないのかどうか、あるいは先ほどの点検の話とも通じるかもしれませんけれども、自然のものと電気設備は違いますが、日常の点検というか、日常のシステムの管理と申しますか、メンテナンスなんていう言葉を使わないまでも、ふだん使っている方々がそういったもののチェックとか、管理とか、その辺はどうされているのだろうか。例えば電気設備、その業者さんが定期的ないしは要請されて初めてチェックするものなのか、先ほどの排水ではないですけれども、ふだん使っている方々が自分たちの、一番利便を感じているわけですから、そういったものに対して日頃から見守ると申しますか、専門的でなくてもそういった異常を察知して早期に対応できるようなことにならないのかということを複雑ですけれども、感じながら質問しているのですけれども、いかがなのでしょうか。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

今回の弁景 54 年泉源温泉ポンプ故障通報装置の修繕に関しましては、これは6月の上 旬に点検しているのですけれども、その前に停電がございまして、本来停電になると担当 者のところに電話連絡が来るというシステムなのですけれども、それが来なかったので、 業者さんに調べてもらったという経緯がございまして、このときに調べたところ前段であ った落雷が原因ではないかというところなのですが、はっきりとした因果関係はつかめな い部分もあるのですけれども、内部の記憶装置が焼損していたということらしいのですが、 先ほど言った当初から予定していた 54 年泉源のポンプのメンテナンスに関しましては、 これは3年ごとにポンプを引き上げて部品を替えるとか、ポンプそのものを取り替えると かというような定期的なメンテナンスをやっているのですが、それの予定に基づいて行っ ている部分でして、ポンプと通報装置のやっている業者さん全然違いますので、一緒にや ったからといって安くなってコストに反映されるという部分はないかというふうに考えて います。なのですが、予定していたポンプのメンテナンスの間というのはポンプは使いま せんので、大体2か月ぐらいかかるのです。ポンプを引き上げて、持っていって、部品を 取り替えて、また持ってきて設置するという予定だったものですから、その間通報装置も 慌てて修理しなくてもいいかなというところでして、それで今回の補正にさせていただい たというところです。

以上です。

[発言する者あり]

〇産業振興課長(木下 薫君) 54年泉源のポンプに関しましては、8月の下旬に設置して、今はもう既に回っている状況になっております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 2番、松本勉君。
- ○2番(松本 勉君) 了解いたしました。本当に素朴で簡単な質問で恐縮だったのですけれども、もう一度だけ確認しますが、いわゆるトラブルが発生した場合の電気系統ですけれども、発生したときに役場の担当課、担当者に人工的かどうか分かりませんけれども、連絡が入って、連絡というのはトラブルがある、なしの判断ができる連絡が、情報が入る、機械的、人為的ではなくて。それを踏まえて業者に対応依頼するというような流れということでよろしいですかという確認です。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁いたします。

ポンプが止まったときに通報、機械的に発報する仕掛けになっておりまして、それで現 地を確認した上で必要な対応を取るというような形になっております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 6番、真鍋盛男君。
- ○6番(真鍋盛男君) この自動通報装置の働きというのですか、それをお伺いします。 地熱組合の役員の方2名にも連絡が入るのですよということを伺っていたのですけれど も、でしたら役場の担当課と、それから今度地熱組合の役員2人にこの連絡が自動通報システムで自動に行くようなシステムになっているのでしょうか。この6月にポンプが止まったときですか、そのときにも私たちのほうには何の連絡もなかったのですよね、携帯も鳴らなかったのですよねという話を聞いたので、伺います。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁いたします。

6月の停電のときに止まったときは、通報装置そのものが壊れていたというのもありまして、役場にも通報が来ませんでしたし、担当者にも通報が来ませんでしたし、そういう状況ですので、登録されている番号には通報行くようになっているのですけれども、それで故障に気がついたというところでございます。

- 〇議長(長内伸一君) 6番、真鍋盛男君。
- ○6番(真鍋盛男君) ということは、この装置が作動したときは役場と、それから地熱 組合の組合員2名には自動的に連絡が行くのですね。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

登録されている番号には行きますので、組合の役員の方にも行くようになっているはず

です。

○議長(長内伸一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 続いて、一般5ページ。

3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 高等学校費について理解を深める上で質問したいなと考えています。

今回高等学校総務費で役務費が 11 万 1,000 円補正が上がっております。その内容は説明では分かるのですけれども、提案説明の中に次世代の農業を担う人材育成を図るとともに地域へのGAPの普及を促進するため、メロンやミニトマトを対象にJGAPですか、の認証取得に取り組んでいるという言葉が表現されて、それに係る経費が 11 万 1,000 円、そこは理解できるのですけれども、壮瞥高校はこの認証を受けるためにいつから高校として取り組んできたのか、そしてその内容はメロン、ミニトマトと書いてありますけれども、どこまで現在進んでいるのかということについて、ちょっと提案説明では分からなかったものですから、最初に 1 点目としてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河野 圭君) ご答弁申し上げます。

壮瞥高校でのGAPの取組ということですけれども、今年6月に北海道胆振総合振興局長に農業生産工程管理推進事業計画承認申請書を提出しております。そこから始まりまして、壮瞥高校ではメロン、ミニトマトの生産物を対象にJGAPの認証取得に取り組んでいるということでございます。

それから、JGAPですけれども、農業生産における安心、安全な農産物の生産と衛生、 安全に配慮した作業環境の整備の観点、そのようなことからGAPを実施するということ を、そういった重要性を生徒に学習することができるということで壮瞥高校で取り組んで いるということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

〇議長(長内伸一君) 3番、佐藤忞君。

○3番(佐藤 忞君) 今年の6月にそういうことがあったということですね。そこで、今答弁の中にもありましたが、GAPというのは農産物の安全を確保して、よりよい農業経営を実現するために取り組む仕組みです。そこで、農産物としての食品の安全だけでなくて環境保全、労働安全だとか農場経営管理など、あらゆる面に目を配るというのがGAPの精神でないかと思います。そこで、壮瞥町内、ここのGAPの取組を見ますと、大勢の方がこの経営に取り組んでいるのが壮瞥町の実態です。その中核として推進役を果たしているのがJAとうや湖農協です。国際基準であるグローバルGAPの認証は、日本で一番最初に受けているのです。それはいつかというと、2009年の11月にそういう認証を受けているのです。ですから、私はこの地域、また町内で取り組んでいる皆さんは本当に認証を受けて農業経営に従事していくことはすばらしいことでないかな。そこで、私が壮瞥

に来てからずっと親交を深めている方もこのグローバルGAP、これに取り組んでおります。そして、訪問したときに、時たまそこに訪ねていくのですけれども、そのときやはり苦労話もあります。それは何かというと、GAPによる農業経営は事後対応型の結果管理でなくて農作業の全工程の記録だとか管理することによって安全な農産物を生産し、信頼性の高い生産管理が求められているのだよ、これは大変なのだよということをよく聞きます。そのためには日常の記録、これは例えば肥料をいつ、何をやったか、また消毒はこの薬を使ったと、全部記録を取らなければならない。記録を取ることによって、もしものことがあった場合、消費者の皆さんに安心感を与えるということで大変いいことであるということで、この方はミニトマトをずっと作っている方です。そういうことも聞いたことがあります。そこで、高校が目指しているGAPについては否定するものでもありませんし、地域から私は学ぶものは相当あるのでないかな、そういうことの感想を持ちました。そこで、今回の提案に反対することではなくて、生徒が希望を持って挑戦する姿勢の育成をぜひ図っていただきたい。期待しております。

そこで、最後にJGAPの認証取得ですけれども、グローバルGAPとの違い、これ調べても理解できなかったものですから、違いがどこにあるのか。もし高校から聞いていれば説明願いたいし、聞いていなければ後で私自身高校へ行って聞いてみたいと思いますので、その点について質問して、この点は終わりたいと思います。

○議長(長内伸一君) これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。 休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

- 〇議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 答弁、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河野 圭君) ご答弁申し上げます。

先ほど佐藤議員のご質問でございますけれども、グローバルGAPとJGAPの違いということで、グローバルGAPにつきましては世界レベルといいますか、欧州の流通小売の大手企業が主導で作成した取引要件としてのGAPということでございます。流通も視野に入れた取組ということでございまして、JGAPにつきましては日本の農業者、JA、それから大手小売業者等が参加して開発し、指導者を育成する仕組みを持つというのが特徴でございまして、壮瞥高校ではJGAPということで取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 2番、松本勉君。
- 〇2番(松本 勉君) 私は、保健体育総務費のスポーツによる地域活性化事業推進についてお伺いします。

以前に全員協議会の場面などで説明があったそうべつスポーツコミッションの設立に関

わって追加補正、補正される事業であると思いますが、何よりその趣旨は非常に理解いた しますし、新たな試みを、しかも国費を有効活用して行うということでありまして、期待 するところでありますが、多分スポーツコミッションという推進組織をつくる前段の設立 準備委員会、一般公募を含めてそのメンバーは決まったのでしょうけれども、確認だけだ ったのですけれども、このコロナ禍においてなかなか活動も制約されるのではないかとい うようなことを感じまして、説明にありました 190 万円等を有効活用する意味で先進地視 察ですとか、あるいは講演会、あるいはアウトドアのどんなことがあるのかという用具を 借りてきて体験をするみたいなことも企画されているようでありますけれども、どこまで このコロナ禍で実践できるのかというのは多少不安を感じるのでありますけれども、例え ば先進地視察を選択するにおいても果たしてできるのかどうかということです。だったら むしろ有効に先進地の方を、来るかどうかは別としても、そういった体験を積むとか、あ るいはもっと町民向けにいろんな提案型のといいますか、町民の意見を、声を聞くような 機会を設けるとか、他もなかったのかなというような気をしながら説明を聞いていたので す。たまたままちづくり総合計画に際して前段で講演会を企画されて町のほうで。ニセコ アドベンチャークラブでしたか、フィンドレーさんでしたか、その方の講演を聞いて非常 に感じたわけでありますが、否定的なこと言っているというわけではないのです、ニセコ を背景として川、ラフティングとかもろもろでやっていることがあって、それは成功して 外国からもお客さんが来る。翻って壮瞥の場合に、別にそれに躍るとか最初から言うわけ でもないのだけれども、そういったアウトドアの魅力というのは僕らも浅学非才というか、 全く分からなくてしゃべっていますけれども、そういうレベルに軸足を置いてというのは ちょっと難しいのかなという懸念も感じたりして、ごめんなさい、これ質問になっていま せんけれども、いろんな意味で壮瞥の魅力をかき集めて情報発信していく、そしてアウト ドアスポーツも含めて町の魅力も発信していくことになるのだろうといった期待も込めて しゃべっているのですけれども、そういった意味では先進地視察がこのコロナ禍で難しい よりはいろんな情報だとか町の魅力を集める工夫なんかに軸足を置いたほうがいいのでは ないかなみたいな個人的な感想を持って提案を聞いていたものですから、それに対して答 弁というよりは助言いただければと思うのですが。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河野 圭君) ご答弁申し上げます。

ご質問の件ですけれども、そうべつスポーツコミッションの設立準備委員会、先週、9月8日に実施いたしまして、公募も含めて 13名の委員さんに委嘱状を渡したところでございます。その中で今後の事業展開ということでありましたけれども、ニセコのような大規模なああいった事業はなかなか難しいのかもしれませんけれども、壮瞥に合った事業展開をしていこうかなというふうに考えているところでございます。松本議員おっしゃるように、壮瞥の魅力を引き出すような事業展開、町民の方々にも体験していただいて、行く行くは町外の方にも壮瞥町に来ていただくような仕組みをつくったり、あるいはこのそう

べつスポーツコミッションを独り立ちさせるとか、そういったことを視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

ご質問の先進地視察ですとか考えております。当初道外とか考えていたのですけれども、もちろん道内の先進地も視察するという部分は考えておりますけれども、その辺はできる範囲でやっていきたい、コロナ禍の状況を見ながらやっていきたいというふうに思っておりますし、あと町民向けの体験活動なんかも今後実施を予定をしております。例えば毎年やっております町民歩けあるけ運動で今年はオロフレ山を登山するという計画でありますけれども、それをスポーツコミッションの事業に当てはめまして、そこに山岳ガイドの方を呼んで体験型の登山会にするということも考えておりますし、それからオロフレを使ったツリーイング、木登りですとか、そういったことも体験会として予定しております。そういったことから、町民の皆様にも十分にこういった壮瞥町の魅力を認識いただいて、それから徐々に発展していきたいというような考えでおります。

以上でございます。

- 〇議長(長内伸一君) 7番、毛利爾君。
- ○7番(毛利 爾君) 私も今このスポーツコミッションということでお聞きしますが、 今の説明にもありましたとおり、オロフレのところでツリーイングとか例えばやっていま すし、それからいきものいんくあたりだと長流川を利用して川の体験、これは町外の方も 体験者はやっておりますし、それから先日できましたスポーツジョイでしたっけ、スポー ツクラブジョイとかありますが、そこら辺もスポーツコミッション(仮)が目的としてい るところは結構重なるところがあるのではないかなと聞いて思うのですが、そうすると今 まで活動なさってきているそちらのそれぞれのスポーツ関係の方との関わり合いというか、 進め方はどのように持っていかれるのかなということをお聞きしたいのですが。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河野 圭君) ご答弁申し上げます。

いろんなスポーツ団体、あるいは自由スポーツクラブとの関わりということでございますけれども、もちろんいきものいんくの方にも設立運営委員会に入ってもらっていますし、地遊スポーツクラブでは千田理事長にも関わってもらっています。それら既存の団体に関しては既存の団体のこれまでの事業を継続してもらいたいと思っていますし、スポーツコミッションにつきましては、そういった関係者とうまく連携しながら事業をつくり上げて魅力を発信していきたいというふうに考えておりますので、一応すみ分けながらということで事業を進めていくというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長(長内伸一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 続いて、一般6ページ。 2番、松本勉君。 〇2番(松本 勉君) 新型コロナウイルス感染症経済対策費の中の再生可能エネルギー 安定供給事業 210 万円の追加補正についてお伺いします。

これは、コロナウイルス対策地方創生交付金で 2,240 万円でしたか、地熱の冬場の停電等に備えて自家発電を設置しますよという事業が有用な財源を利用して行うわけでありますけれども、その工事の際に新たにまた流量計の故障が判明して調査の結果取替えが必要になったということなのですけれども、これ先ほども聞いたような同じような聞き方ですが、2,200 万円も、言い方は悪いですけれども、かけて直すのだけれども、これは 200 万円ですけれども、額とすれば小さいといえば小さいけれども、一緒にできないのかとか、もうちょっと早く分からなかったのかとか、あるいはもっと言えばもう少し早く分かっていれば 2,200 万円と一緒にやることはできなかったのかなというようなことを単純に考えたのでありますが、その辺はどうなのでしょうか。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁申し上げます。

今回の補正する流量計に関しましては、これは8月の上旬に、このときも停電がございまして、そのときにパトロールした際に発見したものであります。既に7月の臨時会で発電機につきましてはご承認いただいたところだったのですけれども……

[発言する者あり]

〇産業振興課長(木下 薫君) ごめんなさい、8月です。だったのですが、先ほど54年泉源の通報装置のお話をしたときに、あの時点ではまだ54年泉源のポンプオーバーホールする前だったので、54年泉源が回っていたのですが、その後メンテナンスの関係で止めて回し替えをしておりまして55年泉源を回すようになって、そのときにあった停電の際にパトロールに行って流量計の不具合に気がついたというところでして、それから業者さんに調査をしてもらって結果が出てからの対応ということになりまして、本来分かっていれば補正したときに一緒にすることもできたのかもしれないのですが、時差があったというような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 7番、毛利爾君。
- ○7番(毛利 爾君) 私は、壮瞥高校の農産加工室の網戸設置工事に関してお伺いしますが、感染防止のため、健康管理を図るためということで換気機能向上ということなのですが、実際に加工する場合、かなり室内の温度が上がるそうです。網戸だけでは作業するのには大変でないのでないのかと思われます。家庭の場合でも今コロナの感染防止のためにクーラーを使いながら窓をある程度開けて感染防止を行うということになっていますから、加工室の加工を行っている際の室温、これが相当高いそうなので、これを静めるためにはエアコンディショナーあたりをつけるのが必要でないかなと思われますが、そこら辺のところはどうお考えでしょう。
- 〇議長(長内伸一君) 答弁、生涯学習課長。

〇生涯学習課長(河野 圭君) ご答弁申し上げます。

壮瞥高校の網戸設置ということで、毛利議員おっしゃるとおり、加工、調理する場合かなり高温になるということで、それを少しでも和らげるために今回網戸を設置するということでございます。エアコンという部分はありますけれども、それらにつきましては後々考えていければなというふうに思っておりますけれども、今現在取りあえず網戸を設置して換気をよくして調理をして、農産加工、それから商品を仕上げるときには窓を閉めるわけなのですけれども、その辺も換気扇などを回して暑さ対策には気をつけながら実施をしているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

〇議長(長内伸一君) 7番、毛利爾君。

○7番(毛利 爾君) 分かりました。後々考えるということなのですが、生徒募集の場合にも学校紹介するときにそのような説明があると、また進学を考えられる生徒に対してもいい印象を与えるのでないかと思われるのです。だから、今現在暑くて大変なのです。後々ではなくて、今ではなくても来年度でも取り入れるように積極的にこれは進めてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

〇議長(長内伸一君) 答弁、生涯学習課長。

〇生涯学習課長(河野 圭君) エアコンの設置ということでございますけれども、いろいろな条件といいますか、高校今大変古い状況になってきております。その辺も町としてどうするのだというような方向性を決めた中で、方向性といいますか、そういったビジョンを持ちながらその中で進めていければなと思っています。

○議長(長内伸一君) 6ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) これにて質疑を終結いたします。 討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算(第10号)については原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

〇議長(長内伸一君) 日程第 11、議案第 69 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

〇議長(長内伸一君) 日程第 12、議案第 70 号 令和 2 年度壮瞥町介護保険特別会計補 正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第1号)について は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

〇議長(長内伸一君) 日程第 13、議案第 71 号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 71 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査 特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異 議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長 の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議あ りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に加藤正志君、副委員長に菊地敏法君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に加藤正志君、副委員長に菊地敏法君を選任することに決しました。

◎報告第2号

〇議長(長内伸一君) 日程第 14、報告第 2 号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、加藤正志君。

〇4番(加藤正志君) 私は、有限会社壮瞥町リサイクルシステムの経営状況についてお 伺いしていきたいと思います。

今回説明の中で内容について、堆肥の生産につきまして計画量 4,500 立米に対して 1,960 立米、計画費 44%並びに販売量についてでございますけれども、計画量 2,500 立米に対して 2,620 立米、計画比 51%ということで計画の部分において相当低い数字で結果が出ているような感じがしますが、その辺について出資者の代表としてどのようにこの辺の内容について受け止めているのか、まずはお伺いしておきたいと思います。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) ご答弁いたします。

計画量に対して販売も生産も随分少ないというご指摘だという部分なのですが、ただこちらに関しましても昨年と一昨年の販売量、生産量比較をしましても、それほど大きく変わった数字ではないのではないかというふうに捉えております。

以上です。

- 〇議長(長内伸一君) 副町長。
- 〇副町長(黒崎嘉方君) 私から補足させていただきます。

まず、生産量が低い理由なのですけれども、堆肥の原材料の受入れの関係で家畜ふん尿 のまず原材料の受入れというのが実は少ないのです。それで、生ごみとか汚泥はほぼ計画 どおり受入れしているのですけれども、家畜ふん尿の受入れ自体が計画の半分ちょっとぐ らいで、それでまたその水分調整の役割を果たす副資材も少ないということで受入れの全 体が連動して少なくなっているという実態がございます。家畜ふん尿の受入れが少ないの で、基本的には製造量が少なくて、販売もそれに玉突きで少なくなるのですけれども、家 畜ふん尿の受入れが少ないというのは、実は多くを占めている家畜ふん尿が他まちの畜産 農家のもので、その方の経営等の事情に左右されて搬入が少なかったり多かったりという ことで一定程度確保が厳しいのは実態としてあると思います。町内では比較的規模の大き い農家の受入れがないという実態もございまして、そんなことで原材料が少ないので、製 造量も目標よりも少なくなるということでございます。そういうこともありますし、それ から製造がいっていない理由には原料の部分もありますし、それから私去年からいろいろ 分析していまして、製造過程を様々な角度から分析しますと、仕込みから製品になる日数 が今現在は 71 日程度かかっているのですけれども、従前、今の方式になってからのときと 比較しますと平均で10日ぐらい長くなっているということも分析の結果分かっています。 こういったことも生産量が、回転数が少なくなるので、うまくいかないということで、今 こういったことを改善するべく取り組んでいるというご理解をいただきたいなと思います。 以上でございます。

〇議長(長内伸一君) 4番、加藤正志君。

〇4番(加藤正志君) 分かりました。ただ、思うのですけれども、畜ふんの搬入量は計画量が 2,500 ですよね。それが毎年半分、要するに令和元年度につきましては 50%ちょっと出ましたけれども、それが 30 年とかを見ますとそれ以下なのです。そして、今年度、令和 2 年度から令和 3 年度のリサイクルの事業計画につきましても 2,500 トンの受入れに努めてまいりますというふうな形で進めていかれようとしていますけれども、果たしていかがなものなのかなと。今まで 30 年も元年もそこに到達しない、50%足らずの中でこういうふうな計画という部分については何か考え方が少し、まずいと言ったら言葉は悪いのですけれども、そこに至らないのかなという感じがします。そこで、結論からすると今年度、令和 2 年度、現時点で畜ふんに対しましての搬入量というのはどの程度あるのかだけお伺いして、また決算委員会もありますので、そのときには皆さんからのご意見もあると思いますので、まず今現時点の搬入量、畜ふんに対して今どのぐらいあるかだけ確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(長内伸一君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(木下 薫君) 今数字を持ってきていないので、後刻答弁させていただきます。
- 〇議長(長内伸一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

〇議長(長内伸一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 答弁、副町長。

〇副町長(黒崎嘉方君) ただいまの今年度現在までの堆肥の受入れ量、そこは最終日の ほうで答弁させていただきたいなと思います。

それで、数字は具体的に持っていないのですけれども、堆肥の販売量は、コロナ禍で少し影響があるのかもしれませんけれども、去年の8月までに比べて若干少ない状態でございます。それから、受入れのほうも従業員のほうから聞いている話では別のまちからの業者のほうが、コロナ禍の関係もあったのかもしれませんけれども、よそのまちに来るのをどうも差し控えていた部分もあって、数字は具体的には分かりませんけれども、少ないのだという話は聞いてございます。

以上でございます。

○議長(長内伸一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) これにて質疑を終結いたします。 以上で報告第2号を終結いたします。

◎意見案第2号

〇議長(長内伸一君) 日程第 15、意見案第 2 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、菊地敏法君。

〇1番(菊地敏法君) 意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意 見書の提案理由の説明を申し上げます。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、平成30年3月末で廃止される予定となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本町内のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備 に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なもの となっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総 務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。 質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は原案の とおり可決されました。

◎意見案第3号

〇議長(長内伸一君) 日程第 16、意見案第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、真鍋盛男君。

〇6番(真鍋盛男君) 意見案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政 の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国 民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたく なっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、 雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後 の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の5事項 を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

- 1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補 填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾 力的に対応すること。
- 4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・ 地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たって は、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす 見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染 症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきもので あり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上について議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上であります。

〇議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。 質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

〇議長(長内伸一君) 日程第17、意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、菊地敏法君。

〇1番(菊地敏法君) 意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 の提案理由の説明を申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けております。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、

多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えており、加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっております。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割 分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であ ります。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の7事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

- 1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、 道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
- 3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上について議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総 務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。 質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(長内伸一君) お諮りいたします。

議事の都合により9月12日から9月16日までの5日間休会にいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、9月12日から9月16日までの5日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(長内伸一君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月17日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時55分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮瞥町議会第3回定例会会議録

〇議事日程(第3号)

令和2年9月17日(木曜日) 午後 3時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第71号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定につい

T

日程第 3 報告第3号並びに議案第72号ないし議案第73号について

日程第 4 各委員会の所管事務調査について

〇出席議員(9名)

| 1番 | 菊 | 地 | 敏 | 法 | 君 | 2番 | 松 | 本 | | 勉 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 3番 | 佐 | 藤 | | 忞 | 君 | 4番 | 加 | 藤 | 正 | 志 | 君 |
| 5番 | 山 | 本 | | 勲 | 君 | 6番 | 真 | 鍋 | 盛 | 男 | 君 |
| 7番 | 毛 | 利 | | 爾 | 君 | 8番 | 森 | | 太 | 郎 | 君 |
| 9番 | 長 | 内 | 伸 | _ | 君 | | | | | | |

〇欠席議員 (0名)

〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| 町 | | 長 | 田 | 鍋 | 敏 | 也 | 君 |
|-----|------------|---|---|---|---|---|---|
| 副 | 町 | 長 | 黒 | 崎 | 嘉 | 方 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 谷 | 坂 | 常 | 年 | 君 |
| 会計管 | 亨理者 | | | | | | |

阿 部 正 一 君

税務会計課長

| 総務課長(兼) | 庵 | | | 囯 | 君 |
|----------|---|---|---|-------|---|
| 企画財政課長 | 上 | 名 | 正 | 樹 | 君 |
| 住民福祉課長 | 齊 | 藤 | 英 | 俊 | 君 |
| 商工観光課長 | Ξ | 松 | 靖 | 志 | 君 |
| 産業振興課長 | 木 | 下 | | 薫 | 君 |
| 建設課長 | 澤 | 井 | 智 | 明 | 君 |
| 生涯学習課長 | 河 | 野 | | 圭 | 君 |
| 選管書記長(兼) | 庵 | | | 囯 | 君 |
| 農委事務局長 | 齌 | 藤 | 誠 | \pm | 君 |

監委事務局長(兼) 小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼) 小林一也君

◎開議の宣告

○議長(長内伸一君) これより本日の会議を開きます。

(午後 3時30分)

◎議事日程の報告

〇議長(長内伸一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(長内伸一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君

を指名いたします。

◎議案第71号

〇議長(長内伸一君) 日程第2、議案第71号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認 定についてを議題といたします。

議案第71号については、9月11日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

4番、加藤正志決算審査特別委員会委員長。

〇決算審査特別委員会委員長(加藤正志君) 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和2年9月 11 日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第 71 号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9月 14 日から 17 日までのうち3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第 71 号を審査するための特別委員会を次のとおり 開催いたしました。総務、経済常任委員会の 2 分科会による書類等の審査を 9 月 14 日から 15 日までの 2 日間、議案審議を 9 月 17 日の 1 日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のために出席した者、特別委員会に出席

した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第 71 号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等について質疑の中で理事者及び担当課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 71 号 令和元年度壮瞥町各会計歳 入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、加藤正志。

以上、報告を終わります。

〇議長(長内伸一君) 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。 [「なし」と言う人あり]

〇議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものであります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第2号の保留答弁

〇議長(長内伸一君) 日程第3の前に、9月11日の会議中、報告第2号での加藤議員の 質問において後刻答弁することになっていた件につきまして産業振興課長から答弁いたし ます。

産業振興課長。

〇産業振興課長(木下 薫君) 本定例会の議案審議の中で、加藤議員の質疑に対し答弁 保留していた件についてご答弁申し上げます。

令和2年度の畜ふんの受入れ状況についてでありますが、令和2年度の8月末までの畜

ふん受入れ状況は、他町からの受入れ量は 279 トンで、前年同期に対しまして 96%と若干下回る状態となっております。また、町内からの受入れにつきましては 216 トンで、前年同期に対しまして 135%と大幅に上回る状況となっており、全体では 495 トンの受入れで、前年同期に対して 110%となっております。町内の受入れ状況が増加している要因としましては、本年度の会社の方針として町内の家畜ふん尿については農家の状況に合わせて積極的に引取りに出向くなど、原料の確保に取り組んでいることによるものと認識しております。堆肥センターの運営につきましては、引き続き生産面の改善点を検討し、生産性の向上に努めているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎報告第3号並びに議案第72号ないし議案第73号について

〇議長(長内伸一君) 日程第3、報告第3号並びに議案第72号ないし議案第73号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(黒崎嘉方君) 令和2年第3回定例会に追加提出いたします議件は、報告第3号の1件、議案第72号から第73号までの2件、合計3件であります。

報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算に基づく4つの財政健全 化の指標の公表が義務づけられております。今定例会において令和元年度の各会計決算が 認定されたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条 第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

お手元の令和元年度財政健全化審査意見書 108 ページを御覧ください。令和元年度財政 健全化審査意見書の総合意見の中では、書類等いずれも適正に作成されていると認められ ること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいてい るものであります。健全化判断比率につきましては、4つの指標がありますが、実質赤字 比率と連結実質赤字比率について赤字はありません。実質公債費比率は 12.9%、将来負担 比率は 5.2%です。

109ページ、110ページになりますが、次に令和元年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書と次の令和元年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書では、いずれも資金不足比率がゼロ以下であること、算定の基礎となる書類はいずれも適正に処理されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。

報告第3号の表の中にありますとおり、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準についての指標を記載しておりますので、こちらは参考としていただければと思います。 議案第72号 工事請負契約について。 令和2年9月7日指名競争入札に付した、電気機械計装設備更新工事について、下記の とおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の 議決を求める。

- 1の契約の目的は、電気機械計装設備更新工事であります。
- 2の契約の方法は、指名競争入札であります。
- 3の契約金額は、5,940万円であります。

4の契約の相手方は、新栄・堀口特定建設工事共同企業体で、代表者は札幌市中央区北 12 条西 15 丁目 4 番 1 号、新栄クリエイト株式会社代表取締役、大西一洋であります。構成員は、有珠郡壮瞥町字滝之町 250 番地、株式会社堀口電気商会代表取締役、堀口一夫であります。

この工事につきましては、平成 28 年度に策定しました簡易水道施設の電気機械計装設備更新基本計画に基づき、中継ポンプ場の電気機械計装設備の更新工事を行うものであります。

指名競争入札に付した業者は全部で4社となりますが、1社が町内業者を含む特定JV 業者、3社が町外業者となっております。

議案第 73 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、本定例会で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮 瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の附則第2項に規定する失効日 9月30日を12月31日に改める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥 町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を制定し、 令和2年10月1日から施行することとしていましたが、この施行日では改正の施行より 前に失効し、延長できないことになると解されるため、附則に規定する施行日を令和2年 10月1日から公布の日に改めるものであります。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお 願いいたします。

以上でございます。

○議長(長内伸一君) これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終結いたします。

日程第3のうち、議案第72号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第73号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮 瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民 健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長(長内伸一君) 日程第4、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。 各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会ま での会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申 出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事 務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(長内伸一君) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

〇議長(長内伸一君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 よって、令和2年壮瞥町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 3時46分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員